

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月30日
【事業年度】	第8期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
【会社名】	ベースフード株式会社
【英訳名】	BASE FOOD, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 橋本 舜
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
【電話番号】	03-6416-8905
【事務連絡者氏名】	コーポレート部 伊達 佑騎
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
【電話番号】	03-6416-8905
【事務連絡者氏名】	コーポレート部 伊達 佑騎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月
売上高 (千円)	423,150	1,522,536	5,545,758	9,857,651	14,874,087
経常損失( ) (千円)	427,256	158,052	460,985	995,237	891,024
当期純損失( ) (千円)	465,232	163,580	463,071	1,008,413	856,016
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	298,495	100,000	100,000	1,102,100	1,132,046
発行済株式総数 (株)	410	470,865	481,466	50,869,700	53,292,900
普通株式	255	255,000	255,000	50,869,700	53,292,900
A種優先株式	46	46,000	46,000	-	-
B種優先株式	30	30,000	30,000	-	-
C種優先株式	79	79,000	79,000	-	-
D種優先株式	-	60,865	60,865	-	-
E種優先株式	-	-	10,601	-	-
純資産額 (千円)	90,144	133,281	643,034	1,638,822	842,462
総資産額 (千円)	93,407	500,488	1,588,760	3,609,777	3,276,764
1株当たり純資産額 (円)	2,599,664.62	32.44	54.59	33.09	16.21
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失( ) (円)	1,824,440.84	6.41	18.56	25.44	16.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.5	26.6	40.4	45.4	25.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	102,653	373,071	732,916	665,900
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	11,558	46,117	265,404	229,435
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	379,029	966,419	2,457,923	29,656
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	289,773	837,005	2,296,608	1,430,928
従業員数 (人)	16	15	37	108	128
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(0)	(19)	(74)	(122)
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

決算年月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月
株主総利回り ( % )	-	-	-	-	91.0
( 比較指標：東京グ ロース市場250指数 ) ( % )	( - )	( - )	( - )	( - )	(103.2)
最高株価 ( 円 )	-	-	-	824	446
最低株価 ( 円 )	-	-	-	318	434

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第4期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。
  3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
  4. 当社は、2020年4月8日付で株式1株につき1,000株の株式分割を、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
  5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
  6. 第4期から第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
  7. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
  8. 第4期から第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第7期及び第8期は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  9. 第5期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますが、第4期のキャッシュ・フロー計算書は作成しておりませんので、第4期のキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
  10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
  11. 第4期から第6期においては、新規ユーザー獲得や認知度向上を目的としたオンライン広告を積極的に実施したこと等により経常損失及び当期純損失を計上しております。また、第7期及び第8期も同様にオンライン広告を実施したことに加え、TVCMによるプロモーション活動を積極的に行ったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。なお、同様の理由により営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
  12. 第5期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第4期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
  13. 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
  14. 2022年11月15日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第4期から第7期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第8期の株主総利回り及び比較指標については、2023年2月期末を基準として算定しております。
  15. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2022年11月15日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
  16. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

年月	事業の変遷
2016年4月	東京都世田谷区にベースフード㈱を設立
2016年10月	完全栄養(注1)の Pasta「BASE PASTA」のクラウドファンディングを開始
2017年2月	完全栄養の Pasta「BASE PASTA」を他社EC( Amazon)において発売開始
2017年5月	BASE PASTAを自社ECにおいて発売開始
2017年8月	本社を東京都目黒区に移転
2017年10月	「BASE PASTA」がグッドデザイン賞を受賞
2018年6月	本社を東京都目黒区内で移転
2018年8月	米国での商品販売を目的にBASE FOOD, U.S., Inc. を設立(2020年5月8日清算終了)
2019年3月	完全栄養のパン「BASE BREAD」を発売開始
2020年11月	BASE BREADを薬局にて店頭販売開始
2021年1月	BASE BREADを都内のジムにて販売開始
2021年3月	BASE BREADを関東のコンビニエンスストアにて販売開始
2021年6月	完全栄養のクッキー「BASE Cookies」を発売開始
2021年7月	神奈川県座間市に自社倉庫を開設
2021年10月	BASE BREAD及びBASE Cookiesを中部・関西地方のコンビニエンスストアにて販売開始
2021年12月	京都府向日市に自社倉庫を開設
2022年2月	当社初のTVCMを福岡にて放送開始
2022年2月	月間定期購入者数(注2)10万人を突破
2022年3月	オンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo(ベースフードラボ)」のアプリをリリース
2022年6月	シリーズ累計販売数5,000万袋を達成
2022年11月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年2月	完全栄養の料理「BASE FOOD Deliシリーズ」の発売開始
2023年3月	シリーズ累計販売数1億袋を達成
	自社倉庫を京都府向日市から大阪府高槻市に移転
2023年4月	BASE BREAD チョコレートが第62回ジャパン・フード・セレクション「グランプリ」を受賞
2023年6月	BASE BREADのコンビニエンスストアによる販売エリアが日本全国へ拡充
2023年9月	シリーズ累計販売数1.5億袋を達成
2023年10月	国外向け公式ECサイトを香港にオープン、定期販売事業を開始
2023年12月	一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連)に入会
	香港での累計販売数が30万袋を達成
2024年1月	緊急災害対応アライアンス「SEMA」に加盟
	香港、中国に加え、新たにシンガポールと台湾で定期販売事業を開始
2024年4月	完全栄養の麺「BASE PASTA ソース焼きそば」販売開始
	完全栄養のパンケーキ「BASE Pancake Mix」販売開始
	香港での累計販売数が50万袋を達成

(注) 1. 1食(BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋)で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除いたすべての栄養素で、1日分の基準値の1/3以上を含む

2. 自社ECでのサブスクリプション(定期購入)販売において、継続コースを契約している会員数

### 3【事業の内容】

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、特に栄養に関する課題を解決するため、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指し、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズ（「BASE PASTA」・「BASE BREAD」・「BASE Cookies」・「BASE FOOD Deli」）の開発と販売を行っております。なお、商品製造については、外部業者に委託しております。

栄養バランスのとれた食生活を実践するには、栄養や食事の正しい知識や、それを実践する時間の余裕が必要となります。しかし、1980年には614万世帯（注1）であった共働き世帯数が2020年には1,240万世帯（注2）に増加しており、仕事や家事、育児などで忙しいために食生活に気を配る余裕がなく、調理に手間をかけない人（注3）も増加しております。“食”に掛ける時間の減少の結果、生活習慣病リスクは増大し、社会保障給付費は1980年度の24.9兆円（注4）から2020年度には132.2兆円（注5）まで増加するという社会問題につながっております。当社が開発するBASE FOODシリーズは、低脂質、低糖質、低塩分で、たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素が含まれ、1食で1日に必要な栄養素の1/3がバランスよくとれる完全栄養の主食を中心とした商品であり、栄養バランスの良い食事を通じて健康寿命を延ばすことで日本の社会問題を解決しようと考えております。

健康でありたいという人間の根源的な欲求を背景に、BASE FOODシリーズは2017年2月の販売開始から累計1.5億袋販売（2023年9月時点）を達成しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により人々の健康への意識は一層高まり、栄養バランスの取れた食生活へのニーズも益々高まっていると考えております。

また、消費者の食に関する志向（現在の食の志向）としては「健康志向」「経済性志向」「簡便化志向」が3大志向（注6）とされており、当社の商品コンセプトともマッチしていると考えております。

- （注）1．総務省統計局「労働力調査特別調査」
- 2．総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」
- 3．東京ガス都市生活研究所「生活定点観測レポート2020」
- 4．国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」
- 5．厚生労働省推計（予算ベース）
- 6．株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査（令和4年7月調査）」

当社は販売開始時より、自社ECにおいては卸などを介さず顧客に直接販売を行うD2C（ダイレクト・トゥ・コンシューマ）モデルでの販売を続けております。また、定期購入者向けのオンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo」のアプリをリリースしており、顧客がコミュニティ内でアレンジレシピの共有、商品開発や改善、新商品に関する意見の投稿など、情報交換ができる場を提供しております。なお、2024年2月時点で、「BASE FOOD Labo」のユーザー数は44,000人以上となっております。これにより、顧客からのフィードバックをタイムリーに受け取る事が可能となり、かかるフィードバックや購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティングおよびサービスの改善を行っており、商品リリース後においても味の改善・バージョンアップを繰り返すことで「かんたん・おいしい・からだにいい」を追求しております。

なお、当社は、従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、当事業年度より報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

1. 取扱い商品

商品ラインナップは次のとおりであります。

(2024年2月29日時点)

商品名	発売開始年月日	商品の特色等
BASE PASTA	2017年2月	完全栄養のパスタ。小麦の全粒粉やチアシードなどをベースに、1～2分でゆで上がる風味豊かな生パスタ。 フェットチーネ、アジアンの2種類を展開
BASE BREAD	2019年3月	完全栄養のパン。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用した約1ヶ月の賞味期限のあるロングライフパン。プレーン、チョコレート、カレー、シナモン、メープル、ミニ食パン・プレーン、ミニ食パン・レーズン、リッチの8種類を展開
BASE Cookies	2021年6月	完全栄養のクッキー。安全で栄養バランスの良いお菓子。ココア、アールグレイ、抹茶、ココナッツ、さつまいもの5種のフレーバーを展開
BASE FOOD Deli	2023年2月	完全栄養の料理。調理済みですぐに食べることのできる「料理」。2023年2月にボロネーゼの販売開始。

2. 事業モデル

当社は顧客に対し、主に自社ECでの直接販売、他社ECを経由してのセット販売、卸販売の3つのチャネルで当社商品を販売しております。それぞれの販売チャネルの特性を活かしながら、当社および当社商品に対する認知および顧客の商品体験の拡大・定着を図っております。

(1) 自社EC

当社ホームページを経由した自社ECにおいて商品の販売を行っております。インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売します。自社ECにおける注文の約99% (2024年2月期) は、4週間に1回の頻度で顧客が定期的に購入し配送されるサブスクリプションモデル(定期購入)となっております。サブスクリプションモデルを採用することで、精度の高い需要予測が可能になり、生産や売上の安定性を確保することが可能となります。また、顧客には、定期的にBASE FOODが自宅に届くことで、栄養バランスの良い食事を継続的にとることができる、何を食べるか悩む時間を削減できる、買い物の手間が省ける、といった付加価値を提供しております。

当チャネルにおける主な収益構造は、サブスクリプション会員による定期購入であります。サブスクリプション会員数の拡大、顧客継続率増加を目的として、オンライン広告やTVCMなどのプロモーション活動や商品開発を積極的に実施しております。

なお、2024年2月時点でのサブスクリプション会員数は20.6万人、顧客継続率は93.4%(注)となっております。

(注) 顧客継続率は  $1 - (\text{当月解約者} / \text{前月定期購入者})$  で算出

(2) 他社EC

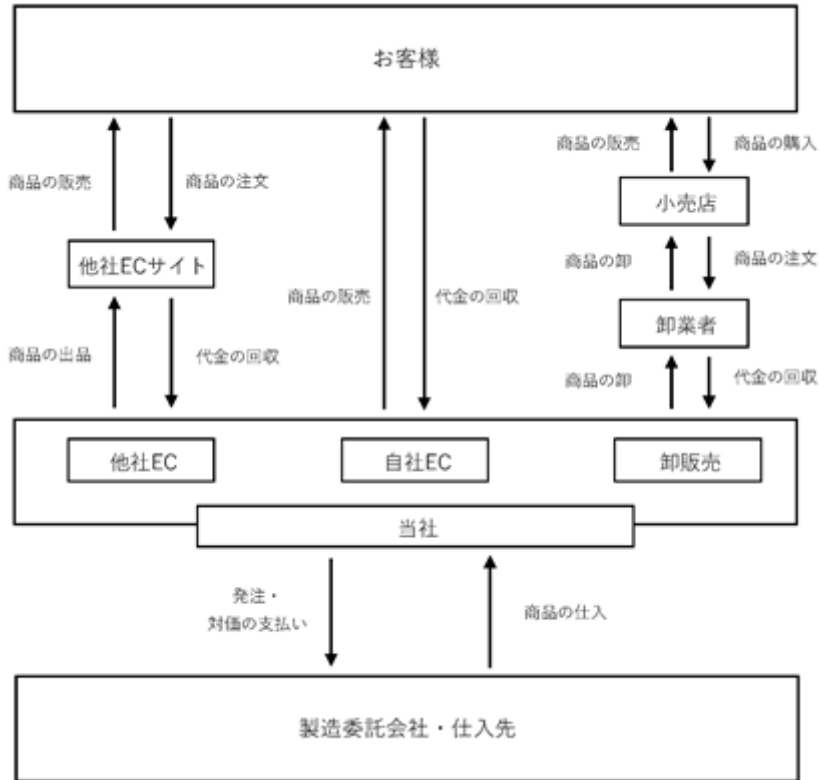
Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのECプラットフォームに商品を出品し、複数の商品をセットにして販売を行っております。当社ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、当社商品を発見し購入することが出来るため、当社商品の認知および商品体験の拡大に繋がります。2022年5月から香港、2023年5月からは中国で、完全栄養パン「BASE BREAD」の販売を開始しています。特に香港では、香港最大級のECショッピングモール「HKTV Mall」に加え、2023年10月には公式ECサイトをオープンし、「BASE BREAD」および「BASE Cookies」の公式サイトからの直購入及び継続コース利用による定期販売をスタートし、2024年1月時点での累計販売数は30万袋を突破しています。2024年1月からは新たにシンガポールと台湾での販売を開始することで、越境ECは累計4地域での展開になります。世界中の人々の「健康をあたりまえに。」の実現に向け、今後も海外展開を広げてまいります。

(3) 卸販売

卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア、スポーツジムで「BASE BREAD」および「BASE Cookies」を販売しております。顧客は全国の実店舗で買いたい時に1袋から手軽に購入することができるようになっております。実店舗での販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの当社商品の認知および商品体験の拡大を行っております。また、自社ECへの送客にも寄与しております。なお、2024年2月時点での展開実店舗数は、51,091店舗となっております。

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2024年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
128 (122)	36.2	1.8	9,163

セグメントの名称	従業員数(人)
完全栄養食事業	115 (122)
報告セグメント計	115 (122)
その他	- (0)
全社(共通)	13 (-)
合計	128 (122)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 従業員数欄の( )は外数で記載しており、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は正社員、契約社員のみで算出しております。  
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 5. その他として記載されている従業員数は、報告セグメントに含まれない事業セグメントに所属しているものであります。  
 6. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、「かんたん・おいしい・からだにいい」のすべてをかなえる、主食を中心としたBASE FOODシリーズを開発・販売しております。さらに、「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界に。」というビジョンを掲げ、完全栄養食を開発し提供する会社として、1食に必要な栄養素を全てとれる、バランスのとれた食事をたのしみながら、誰もが健康でいられる社会の実現を目指しております。

#### (2) 経営戦略等

ミッションである「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」を実現するため、当社は“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指してBASE FOODシリーズの開発と販売を行っております。当社はR&Dを強化することで新商品開発及び商品改善を継続して行うことでより美味しい商品をより多く販売することで顧客数の拡大と商品購入の継続率を高めてまいります。商品開発においては、自社ECで採用しているD2Cモデルにより、当社が直接顧客からのフィードバックや購買情報を得られるようになっており、これらの情報を基に顧客が求めている商品の開発・改善を行う体制を整えております。

現在は「BASE PASTA」「BASE BREAD」「BASE Cookies」「BASE FOOD Deli」を主に自社EC、他社EC、卸販売というチャンネルで販売しております。自社ECにおける注文の約99%（2024年2月期）は定期購入によるもので、売上の安定性を確保すると同時に、顧客には継続的に健康的な食事をとる習慣を提供することができており、これにより高い顧客継続率を維持することが可能となっております。自社ECのみならず他社EC及び卸販売といったリテールチャンネルを活用した販売体制によって、自社ECから商品を購入しない顧客との当社商品の最初の接点となり、最終的には自社ECで定期購入をする顧客のさらなる獲得につなげられていることを顧客からのアンケート回答からも確認できております（注）。卸チャンネルにおいては特に一袋単位での販売を行っているため、顧客が気軽に購入し商品体験をする場としての役割を果たしていることに加え、自社EC定期購入をしている顧客も外出時や定期購入の追加として購入する場としての役割も果たしております。このように各販売チャンネルは相互に送客を行う体制が構築できております。

（注）定期購入者の初回購入時に実施するアンケートにおける「過去にベースフード商品を購入したことがありますか？」という質問の回答選択肢より「Amazon」、「コンビニエンスストア」等の他のチャンネルを選択する顧客の存在を確認しております。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社のミッションの実現及び継続的な企業価値向上を達成するために、売上高、売上高成長率、限界利益率

（注）を経営上の重要な経営指標としております。限界利益率を高めることで、「商品拡充と商品改善のための研究開発及び研究開発人員の採用活動」や「認知拡大のためのマーケティング活動」など、売上高を継続的に成長させるための施策の自由度を高めることが可能となるため当該指標を経営の重要指標としております。

また、売上高を構成する要素の中においては、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）、解約率、平均購買単価及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数について、主要な経営指標として考えております。

（注）限界利益（売上高より、商品の製造から顧客の元に届くまでの費用を控除した金額）を売上高で除して算出。

(4) 経営環境

当社の事業は、健康を求めるといった確実なトレンドをもとに、創業以来堅調に売上を伸ばしております。栄養や健康的な食事に関する課題は多くの方が抱える共通の課題であり、健康的でおいしい食事をしたいというニーズは非常に大きく、近年では健康食の市場規模が成長していることもその証左として捉えることが出来ます。当社は「おいしい・かんたん・からだにいい」商品を開発し販売することで、食事に関する健康と美味しさのトレードオフを解消します。

当社の販売する商品は、麺約11,300億円、パスタ：約800億円（注1）、パン：約15,800億円（注2）、Savory（スナック類）：約10,500億円（注3）の国内市場に位置しており、その規模は2021年時点の合計で約38,400億円（注4）と非常に大きな規模となっております。さらに、2023年2月に新たに中食のカテゴリの商品の販売を開始し、中食の約24,200億円（注5）の市場規模を含めると市場規模の総額は約62,600億円にのびます。厚生労働省実施の調査（注6）によると、既に食生活の改善に取り組んでいる人口割合が約43%、食生活の改善に取り組む意欲のある人口割合が約18%となっております。当社が対象とする市場においても同様の割合のニーズがあると考えており、当社のコアターゲットとなる市場規模は国内市場規模である約62,600億円に61%を掛けて約38,100億円と推計しております。

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、消費者の健康に対する意識の高まりとともに、健康的な食事をする事への意識も高まっており、このトレンドは一層顕著なものになっております。また、食品をオンラインで購入するという消費活動も一般化してきており、食品、飲料、酒類のEC化率（全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合）も2019年の2.89%から、2022年の4.16%（注7）と高まっており、今後も当社のコアターゲットとなる市場規模は拡大していくものと考えております。

- （注）1. Euromonitor International Ltd.のStaple Foods in Japanレポート（as of Oct 2021）より、日本におけるNoodles及びPastaのRetail Value RSPの2021年の値を掲載
2. 矢野経済研究所「<2021年版>パン市場の展望と戦略」
3. Euromonitor International Ltd.のSnacks in Japanレポート（as of Aug 2022）より、Savoury Biscuits & Nuts, Seeds and Trail Mixes & Salty SnacksのそれぞれのRetail Value RSPの2021年の値を合算し掲載
4. 当社の商品が属する麺・パスタ、パン、Savory（スナック類）の各市場規模（麺・パスタ、Savory（スナック類）は注1・3のEuromonitor International Ltd.の調査による各Retail Value RSP、パンは注2の矢野経済研究所による市場規模予測値）の単純合算による当社による試算値
5. Euromonitor International Ltd.より、Cooking Ingredients and Mealsセグメントの日本におけるReady Meals（Retail Value RSP）の値を掲載
6. 厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査結果の概要（令和2年10月）」。「あなたは、食習慣を改善してみようと考えていますか。」という質問に対し、「改善することに関心がない」「関心はあるが改善するつもりはない」「改善するつもりである（概ね6ヶ月以内）」「近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりである」「既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満）」「既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）」「食習慣に問題はないため改善する必要はない」という選択肢から、全国の20歳代以上の国民5,674人が回答。
7. 経済産業省「令和4年度 電子商取引に関する市場調査 報告書」

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

商品開発および改善のスピード

当社が今後も事業成長を継続していくためには、商品ラインナップの拡充及び、それぞれの商品について、更なるおいしさの向上が必要不可欠であると認識しております。創業より絶え間なく行ってきたタイムリーな顧客情報及び商品レビューの分析により、ユーザーのニーズを的確に把握しスピーディーに試作品を製造する商品開発・改善、また完全栄養ではない製品と同等以上のおいしさを実現するための技術開発を強化することが、顧客層の拡大、飽きや味への不満による既存顧客の解約防止、及び過去に解約した顧客の復帰等に寄与すると認識しております。特に、おいしさの向上を加速させるためには、分子工学や微生物工学などのディープテック分野における知識やノウハウが有効であり、それらのバックグラウンドを持つ人員の採用を強化してまいりました。今後も、自社ECのビジネスモデル上の特徴を活かしたタイムリーな分析を継続すると共に、ディープテックへの投資を加速させることで、商品開発と改善のスピードを早めてまいります。

#### 販売チャネルの拡充

当社は自社EC、他社EC、卸業者を経由した小売店への卸販売という3つの販売チャネルにて商品販売を行っております。特に卸販売は、2020年よりコンビニエンスストアを筆頭に取扱店舗数を増やしており、当社の売上高の拡大だけでなく、当社商品の認知度やブランド力の強化、自社ECへの送客にも寄与しております。今後はスーパーマーケットを中心に取扱店舗数の拡大を図るとともに、新商品導入により各店舗での売場面積を拡大させることで店舗当たり売上高の成長も目指してまいります。

#### 品質管理の向上及び製造拠点の分散

当社の商品は、製造業務を外部に委託しており、当社は委託先と協働して商品の品質向上に努めております。製造された商品に品質問題が発生、または製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない状況等が生じた場合においては、当社の供給体制やブランドイメージ、顧客の離反等へ影響を及ぼす可能性があります。よって、当社の更なる事業拡大には、品質向上を目的とした製造工程や環境の維持改善に加えて、商品の安定供給を目的とした製造拠点の分散が重要であると認識しております。さらに、生産拠点内における工程に留まらず、製造拠点出荷後から顧客に届けられるまでの工程においても、品質管理を向上させることが重要であると考えており、今後それらの取り組みも強化してまいります。

#### 原材料の調達および価格変動への対応

当社は、商品の安定的な供給を行うために、国際情勢の不安定化や作物不作による原燃料価格の高騰、急激な為替変動への対応、産地の災害や地政学リスクに対しても供給を絶やさないための強靱な原材料調達網の構築及び最適化が重要であると認識しております。当社の商品は小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しておりますが、複数社調達による安定供給体制の確立、調達リスクや難易度の高い原材料への施策、海外サプライヤーの幅広い活用やカントリー分散、使用原料の集約化によるコスト低減、相場変動により価格上昇が予測される原材料に対する低減策の構築などのリスクヘッジを図ってまいります。

#### 収益基盤の強化

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」のミッションを達成するため、商品の拡充・改善のための研究開発や人材採用、顧客拡大のためのマーケティング活動、グローバル展開等を目的に事業投資を行っております。今後も、事業投資の自由度や持続可能性を高めるためには、利益率の改善が重要であると認識しております。そのため、最適なセールスマックスの追求、原材料の配合更新や製造工程の効率化の推進により売上総利益率を高めてまいります。加えて、オムニチャネル販売による自社ECへの送客やその他オーガニックな集客施策を通じて顧客獲得単価を改善していくこと、また1人あたり生産性の高い組織作り等により、広告宣伝費や人件費を中心とした販売管理費の投資効率を改善してまいります。これらの取り組みにより、黒字化の実現を目指しております。

#### コーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。積極的な採用の継続に加えて、定期的な内部監査の実施及び監査役と内部監査部の連携を通して、事業上のリスクを十分に把握・分析し、適切に対応してまいります。

#### 財務基盤の強化

事業拡大及びミッション達成に向けた成長投資を継続するには、手元資金の流動性の確保及び成長資金の確保が重要であると認識しております。足元では複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しており、資金調達手段を確保するとともに、手元資金の流動性をコントロールしております。現預金の確保や営業キャッシュ・フローの改善など、財務健全性を維持・強化するとともに、資金調達手段の多様化を図ることで、今後も安定的かつ機動的な資金の確保に努めてまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) サステナビリティ全般

当社は「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界。」というビジョンのもと、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」をミッションとして掲げ、「かんたん・おいしい・からだにいい」すべてを叶える主食を中心としたBASE FOODシリーズにより、“食”に関する社会課題を持続的に解決し、誰もが健康的でいられる社会の実現を目指しています。

厚生労働省による『自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの 推進に向けた検討会 報告書（2021年6月30日）』においても、『活力ある「人生100年時代」の実現』のために『栄養・食生活は最も重要な要素の一つであり、適切な栄養・食生活を支え、推進するための食環境づくりが急務である。』と述べられているように、よりよい人生を送るためには「健康になれる食環境」が非常に重要なファクターであり、健康の実現こそが、社会をよりよくするきっかけになると考えています。

BASE FOODは、そのような想いから誕生したブランドであり、当社の掲げるミッションの実現を通じてサステイナブルな社会に貢献していくことこそが、私たちベースフードのパーパスであると認識しております。

私たちは「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界」を目指す企業として、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さんと対話し、行動し、共創することにより、社会全体をより健康に、より良いものへ変革することに貢献していきます。

### ガバナンス

当社は、全てのステークホルダーに配慮した経営を行い、中長期的な持続可能性の確保と企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。事業に精通した社内取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会がサステナビリティ関連のリスク及び機会に係る戦略の策定及びリスク管理を含め、経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しています。詳細は、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照下さい。

### 戦略

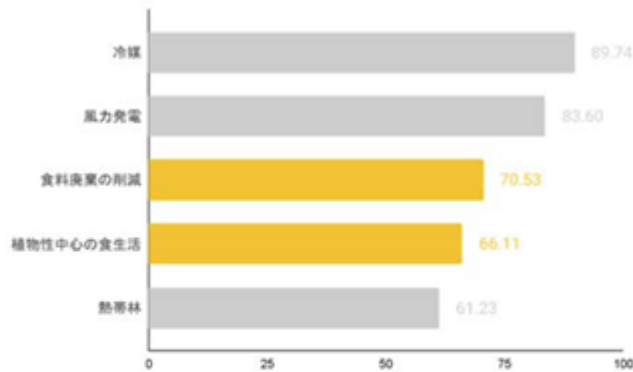
(社会の持続的な発展に貢献するための取組み)

当社は、ミッションである「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」を達成するため、「かんたん・おいしい・からだにいい」全てを叶える主食を開発・販売しており、当社の事業自体が持続可能な社会実現のための解決策になり得ると考えておりますが、特に以下の課題領域において当社が貢献し得るインパクトが大きいと推察しております。

## 1. 温室効果ガス削減量への貢献

食産業が、温室効果ガス削減に貢献し得るインパクトは非常に大きく、具体的には「食料廃棄の削減」及び「植物性中心の食生活」はCO2削減量が大きい解決策のTOP5とされており（注1）。当社の商品は通常生産工程で廃棄されることの多い小麦ふすまや米糠、そして植物性タンパク質を豊富に含んだ豆類等を主原料としており、当社独自のノウハウやテクノロジーによって、素材の食感や風味を改善し、おいしく食べられるような技術を開発してまいりました。当社商品が普及することで、本来廃棄される原材料の再活用や、主食でタンパク質を補えることにより温室効果ガスを排出する動物性タンパク質の摂取量削減等にご貢献し得ると考えております。

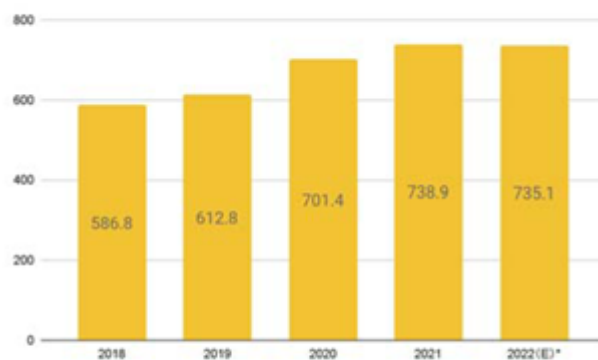
CO2削減量が大きい解決策TOP 5 注1



## 2. 健康格差の解消

現在はまだ限られた人口及び地域にしか完全栄養の主食を提供できておりませんが、更なるR&Dの推進により、より多くの“栄養バランスのよくない世帯・地域”への提供を可能とすることで、地域や社会経済状況の違いより生じる健康格差の是正にご貢献し得ると考えております。

世界全体で栄養不足人口は7億人注2を超える



### 3. 災害食としての機能

当社の商品は、完全栄養かつロングライフという特徴を有しており、備蓄可能で電気・ガス・水道を必要としないため、栄養が不足しがちな避難生活においても手軽に栄養を確保できると考えております。

実際に、2024年1月には、緊急災害対応アライアンス「SEMA (<https://sema.yahoo.co.jp/>)」に加盟し、石川県能登地方で発生した「令和6年能登半島地震」被災地の状況に応じた支援を行いました。

「かんたん・おいしい・からだにいい」を追求することで、災害時にも貢献することを目指しております。

注1. 表はポール・ホーケン・編著「ドローダウン 地球温暖化を逆転する100の方法」より抜粋。CO2(二酸化炭素)という用語は、二酸化炭素だけでなく、地球温暖化係数(GWP)に基づいて二酸化炭素に換算した温室効果ガス全般を指す(メタン、亜酸化窒素、CFC-12、HCFC-22、その他影響の小さいガス)。

2. 国際連合食糧農業機関(FAO).FAOSTAT: Suite of Food Security Indicators.

最終更新日:2023/08/23. <https://www.fao.org/faostat/en/#data/FS>

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する実績を長期的に評価、管理及び監視するために用いられる情報としての戦略、指標及び目標を現時点で具体的に定めておりませんが、今後の事業を進める中でその精緻化を図ってまいります。

#### リスク管理

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備状況」をご参照ください。

#### (2) 人的資本・多様性に対する取組

##### 戦略

当社は、「人材」が重要な資産であると認識しており、人的資本の価値最大化を図ることが持続的な事業成長、ひいてはミッション達成につながると考えております。従って、多様性のある組織作りや成果の最大化を目的とした労働環境・人事制度の整備等に取り組んでおります。上記の方針に基づき、当社では主として以下の取り組みを実施しております。

##### 1. 多様性のある組織作り

人材の多様性はイノベーションの源泉になると考えているため、性別・国籍・宗教・年齢等のバックグラウンドを問わない多種多様な人材の採用を行っております。

##### 2. 成果最大化を実現しうる労働環境・人事制度

個人のポテンシャルを最大限に引き出し、事業成長を続けるため、リモートワークやフルフレックス制度による柔軟な労働環境の整備や、事業環境の変化に合わせた人事制度の見直しを行っております。

##### 3. 心身の健康維持

当社従業員が心身ともに健康であるために従業員のエンゲージメント・コミットメントを高めるため「All Member MTG/Workshop」等の全社的施策や健康診断・予防接種の補助、健康に関する社内外の相談窓口の設置等を行っております。

#### 指標及び目標

上記の通り、当社は今後も人的資本の価値最大化に向け取り組みを継続して参ります。人材に関連する目標や指標の優先順位は、その時々事業環境と連動して変化し得るため、現時点では明確に定めていないものの、関連する指標のデータの収集及び分析を進め、開示項目を検討してまいります。

### 3【事業等のリスク】

当社の事業活動に関するリスクにつきまして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資判断に関連するリスクを完全に網羅するものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

#### (特に重要なリスク)

##### 商品を製造委託していることについて

当社の商品は、製造業務を外部に委託しております。当社といたしましては、製造委託開始時および年に一度の監査により製造委託先における製造に必要な許認可の有無、法令遵守状況等を確認するなど定期的に製造委託先への監査を実施しております。しかしながら、製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない場合においては当社商品の供給に影響を及ぼす可能性がございます。さらに製造委託先の賃金の上昇などの雇用情勢の変化によって製造委託費の値上げ等があった場合にも、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 品質管理について

当社では製造委託先と協業し、品質保証の強化を目的としたモニタリングや定期清掃等の取り組みを実施しており、当社出荷センターでは、当社の基準に沿った商品出荷ができるよう検品合格者による検品を行っております。また、商品が顧客に届くまでの流通工程においても、輸送時における包装破損リスクを下げるため、商品荷姿を輸送時の振動や負荷に耐え得る梱包形態に変更するなど、品質向上に向けた取り組みを実施しております。しかしながら、製造委託先が製造した商品の品質に問題が生じた場合や、当社出荷センター及び流通工程において製品が物理的に損傷した場合には、当社も販売者責任を問われることになり、当社商品に対する顧客からの信頼やブランド価値の毀損に発展し、ひいては売上の低下に繋がる可能性があります。加えて、このような状況下では、対象商品の自主回収による一次的な商品廃棄損の増加により、売上原価に影響が生じる可能性があります。

##### 原材料等の調達・価格変動について

当社商品は、小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しております。当社は、原材料の調達や価格変動のリスクをヘッジするために、当該原材料の調達網の構築・最適化や、調達又は価格変動リスクの高い原材料を使用しない新商品の開発を進める等の対応を講じておりますが、世界情勢による燃料や原材料価格の高騰や急激な為替変動が生じ、原材料等を適正な価格で必要な量を確保することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

##### 食品に係る法令について

当社商品は、一般の食品と同様に、食品表示法、食品衛生法、製造物責任法（PL法）、食品安全基本法、健康増進法などの関係法令の規制を受けております。万が一、当社がこれら法令に抵触する事象が発生した場合、行政処分の対象となり、また、商品の回収による費用負担や当社商品に対する否定的な風評が発生する可能性があります。これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

## (1) 当事業の特徴に係るリスク

### 特定の商品への依存等について

当社の2024年2月期の自社ECにおけるBASE FOODシリーズの販売比率（ソースの販売を除く）は「BASE BREAD」は92.6%、「BASE Cookies」は6.3%、「BASE PASTA」は1.0%と、現時点では「BASE BREAD」の占める割合が高い状態にあります。売上高構成のポートフォリオ拡充に向けて、新商品の開発を進めており、主力商品である「BASE BREAD」以外の取扱商品を含めた商品ラインナップを拡充、「BASE BREAD」カテゴリ内で複数商品を出すことで特定商品への依存の低減を図っておりますが、引き続き新商品の開発を進め商品ポートフォリオの拡充を進めてまいります。

また、健康増進を企図する食品市場は新規参入が多く、かかる新規参入者や競合他社により競争優位性の高い商品が提供されることや、消費者の嗜好の変化によっては、消費者の当社商品離れ等が生じる可能性を否定できません。そのため、新商品開発をより一層推進し、商品ラインナップの拡充、味や品質の向上を図ることが、事業基盤の安定のためには重要であると認識しております。

当社では、顧客のニーズを取り込めるような新商品の開発に注力してまいります。商品化までに長期間を要する場合や、顧客に受け入れられるような商品を提供することが出来なかった場合には、既存商品の売上に依存する状態が継続することとなり、既存商品の売上が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 特定の製造委託先への依存について

当社の仕入高上位3社が総仕入高に占める割合は、2024年2月期で90.5%と高く、特定の会社に製造委託しております。当社は製造委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に供給できるよう努めております。また、製造拠点の分散化及び他の製造委託先起用の拡充など、特定の製造委託先への依存による不測のリスク軽減に努めております。

しかしながら、天災、火災、事故、製造委託先の経営状態の急変などの事情により、製造委託先における当社商品の製造能力に支障が発生した場合、当社商品の生産・供給に影響することとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当事業年度末現在において、当社と製造委託先との関係は良好であります。今後製造委託先が他社商品の生産を優先するなど、何らかの事情での契約解除の申し出や製造量の制限など、契約内容に変更が生じた場合には、製造委託先との安定的な取引の継続が困難になり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、商品の製造委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた場合には、当社商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 商品の配送の外部委託について

当社は卸売業者を経由する小売店への卸販売も一部行っておりますが、2024年2月期における当社売上高の68.1%はECチャネル（自社EC及び他社EC）を経由した販売によるものであり、かかるECチャネルを経由して購入された商品の配送業務については、外部に委託しております。商品の配送業務については、定期的に実地調査を実施しておりますが、委託先である外部業者において、業務の遅延や天災、人災、交通事故等の事態が発生した場合や契約内容の変更等により、当該外部業者からのサービスの提供の中断・停止が生じた場合には、当社商品の遅配等が発生する可能性があり、これによる当社及び当社商品に対する社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、配送料金の値上げ等があった場合にも当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 広告宣伝費について

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、TVCMやオンライン広告等の顧客開拓を目的とした広告宣伝に係る支出が多額となっております。広告出稿先の選別や広告効果測定の結果を踏まえた広告媒体および広告表現の見直し等により、広告宣伝による顧客開拓の効率化を図っておりますが、今後、広告料金の値上げや広告宣伝効率の悪化等により、売上高の成長が鈍化した場合または広告宣伝費が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 風評被害について

当社及び当社商品に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損や信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 「完全栄養」について

当社は、栄養に関する課題を解決するため、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発と販売を行っており、「完全栄養」が当社商品のイメージを確立しております。

当社においては、食品表示基準に定められる栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除く、すべての栄養素について、1食で1日分の基準値の1/3以上を含むことを、「完全栄養」と定義し、かかる基準を満たす商品についてのみ「完全栄養」食品として販売しておりますが、競合他社においても同様の基準を満たす商品の開発・商品化が進み、市場に「完全栄養」またはそれに類する食品が多数流通するようになった場合、あるいは、他社が同様の基準を満たさない商品についても「完全栄養」またはそれに類する言葉を使用して販売を展開することなどにより、「完全栄養」であることによる他社商品との差別化が困難となり、顧客への訴求力が低下し、当社商品の競争優位性が失われる可能性があります。

また、当社の商品に直接関係がない場合であっても、「完全栄養」またはそれに類する言葉を使用した他社商品等によるトラブルの発生や否定的な風評の拡散が生じることにより、「完全栄養」がいわゆるネガティブワードとして顧客等に認識されるようになることにより、当社の商品イメージが悪化する可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### サプライチェーンについて

当社は、商品を安全な状態で、迅速かつ安定的に消費者に届けるために、サプライチェーンに必要な物流体制の構築に取り組んでおります。しかしながら、小売業の店舗拡大やEC化、通信販売業態の普及による宅配物流の増加、物流の2024年問題、高齢化や労働環境の悪化によるドライバー不足、不正行為の隠蔽等のガバナンス違反等によって適正なサプライチェーンが構築できなくなった場合、商品を適時適切に供給できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 自社ECでの定期購入について

当社は、当社ホームページを経由した自社ECにおいて当社商品の販売を行っており、インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売しております。自社ECにおける顧客の当社商品の購入の多くはサブスクリプションモデル（定期購入）となっております。このため、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の維持が重要であると考えております。

既存顧客の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、商品開発による更なる味や品質の向上、商品ラインナップの拡充、ユーザーの利便性の向上等の施策を通じて、顧客継続率の向上を図っております。

当社の策定する予算及び経営計画においては、過去の実績を基に算出した解約率を踏まえた顧客継続率を前提としておりますが、当社の商品やサービスの魅力の低下、競合会社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 卸販売について

当社商品は、卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア、スーパーマーケット等にて販売されております。当該小売店や卸業者とは良好な関係を構築しており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。

また、特定の取引先への依存度を下げるべく既存取引先の拡販及び新規取引先の開拓により、リスクの低減に努める方針であります。

しかしながら、当該取引先からの解約通知等により継続的な取引が維持されなくなった場合や、取引条件の変更が生じる場合等には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 過剰在庫及び在庫不足について

当社は、製造委託先から商品を仕入れ、顧客からの注文の都度、当社から個々の顧客、卸業者へ商品を出荷することから、取扱商品の在庫リスクが常に存在しております。過去の販売実績等に基づく需要予測と商品在庫状況等に基づき商品を発注し、当社の在庫として保有しております。しかしながら、競合他社との競争激化、消費者の需要動向等の要因により販売計画と実績との乖離が顕著に発生し、結果として商品在庫の陳腐化等により商品評価損を計上する場合や、在庫不足に陥ることによって獲得できる収益機会を逸する場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## (2) 法的規制に係るリスク

### 特定商取引に関する法律（特定商取引法）について

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、当該事業においては、広告の表示に関する規制や誇大広告の禁止等を定めた特定商取引に関する法律の規制を受けております。そのため、当社では定期的なコンプライアンス研修を通じて、その周知徹底と遵守を図り、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、業務停止命令などの行政処分のほか、罰則の対象となる可能性があり、またこれにより当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

### 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について

当社は、当社商品のオンライン広告およびTVCM等を活用した広告宣伝活動を行っており、当該活動につき本法の規制を受けております。

自社の商品の内容や取引条件等に関して広告を行う場合に、商品の内容について、実際よりも著しく優良と誤認されるおそれのある表示をした場合（優良誤認表示）や、取引条件について、実際よりも著しく有利な取引条件だと誤認させるような表示（有利誤認表示）を行った場合には、所轄官庁である消費者庁による行政処分として、不当表示により一般消費者に与えた誤認を排除すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどの措置を講ずることなどを命ずること（措置命令）違反行為による売上額に3%を乗じた金額を課徴金として納付すること（課徴金納付命令）が規定されております。

当社の商品は、ビタミンやミネラル、たんぱく質、食物繊維など、からだに必要な栄養素がバランスよくとれる主食を中心とした食品であり、それを表現する方法として、食品表示基準に定められる栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム・熱量を除いたすべての栄養素について、1食で1日分の基準値の1/3以上を含むことを、「完全栄養」と定義し、かかる基準を満たす商品についてのみ「完全栄養」という用語を使用しております。さらに、当社は当該用語を使用する際には適切な注釈を付記して使用しておりますが、日本において「完全栄養」という言葉の定義が明確に定まっておらず、優良誤認表示等の該当性の判断基準は、行政庁に一定の裁量があるため、行政庁から当該表現又は運用の改善を指摘される可能性があります。なお、当社といたしましては、行政庁への照会を行い、適切な注釈を用いることにより、リスクの低減を図っております。

また、当社による広告宣伝活動において景品表示法に反する広告の表示があった場合には、広告表示の使用停止などの措置命令や、課徴金制度の対象となる可能性があり、これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

### 事業運営に係る法令について

いわゆる健康食品については、法令上の定義はなく、また、かかる健康食品一般を規制する法律もありません。しかしながら、販売者が、食品を特定疾病や身体機能への効果などを標ぼうし販売する場合には、当該食品が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」における「医薬品」に該当する可能性があり、かかる場合には当該販売について承認及び許可を取得する必要があるなど、同法の適用を受けることとなります。そのほか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「個人情報保護法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「資金決済に関する法律」などの関係法令の規制を受けております。

当社としては、これらの法令を遵守するよう最善の注意と努力を行うとともに、監督官庁に対する報告及び照会・指導の要請並びに立会の受け入れを行い、指導内容に対しては迅速に改善をすることで対応しております。また、上記を含む様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っておりますが、これらの法令諸規則は将来において新設、変更、廃止される可能性があり、その内容によっては、当社の商品やサービスの提供が制限される、法令遵守するための人的及び経済的コストが増加する、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要になる等、当社の事業運営の変更を余儀なくされる又は困難になる可能性があります。これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

### (3) 事業環境に係るリスク

#### 競争激化によるリスクについて

当社は、完全栄養の主食を中心とするBASE FOODシリーズの開発と販売を行っており、食品開発分野の専門家、シェフおよび管理栄養士などのアドバイザーの助言、また、商品を購入した顧客からのフィードバックや購入情報を基に商品の改良、研究開発及び開発体制の強化を続けることで今後も商品の改善に努める方針です。

しかしながら、新規参入者を含めた競争激化、競合会社の優位的な新商品の投入や競合会社同士の戦略的提携といったことが発生した場合、当社商品の競争力が低下する可能性があり、当社が市場優位性を確保できない場合や、価格競争や供給過剰により商品価格が下落し、または利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 消費者の嗜好に対応できないリスクについて

当社が属する完全栄養食事業の市場環境においては、消費者の嗜好が多様で、目まぐるしく変化し、そのスピードは日々増しております。そのため、消費者の嗜好にあわせた魅力的な商品を適時に提供するための商品開発が求められます。当社は、消費者の嗜好の変化を敏感に予測して、嗜好にあった魅力的な商品の研究開発に努めております。

しかしながら、当社の予測の範囲を超える種々の市場環境や技術環境の変化等により消費者の嗜好に重大な変化が生じた結果、当社が消費者の嗜好を的確に把握し、対応することができない場合があり、その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 国内景気の動向及び人口減少等によるリスクについて

当社は、海外に向けて市場の拡大を検討しておりますが、現時点では国内での商品販売が中心となっております。

そのため、今後の国内景気の動向、消費意欲の減退、日本国内での人口減少、少子高齢化によって想定以上に国内での販売量が減少した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権に係るリスクについて

当社は、自社商品に関して保有する商標権等の知的財産権について、知的財産管理規程を制定し、適切な保護及び管理を行っております。また、当社が販売する商品及びその広告内容が、第三者の知的財産権を侵害することがないように留意し、監視・管理を行っております。

今後不測の事態によって、第三者から知的財産権の侵害を理由とするクレームや訴訟が提起される可能性、または、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性や、当社が申請した知的財産権が認可されない可能性もあります。そのような事態が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報流出によるリスクについて

当社は、事業遂行に関連して多数の顧客の個人情報等を有しており、個人情報保護規程等の社内規程を制定し、セキュリティ研修を実施することで個人情報保護及び情報セキュリティの重要性について社内に周知徹底を図り、機密保持に努めております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等により、万一情報漏洩や情報流出が生じた場合や、不適切な利用が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求やその対応に係るコストの発生等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、営業上・技術上の機密情報や事業活動を通して得た取引先、製造委託先の情報等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等による情報流出、重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生やその対応に係るコストの発生等だけでなく、新たな商品開発の中止や営業上・技術上の競争優位性の喪失等を招くおそれもあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムトラブルについて

当社は、当社が運営する自社ECで商品の販売を行っており、事業の安定的な運営のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、事故、停電等予期せぬ事象の発生等によって、当社設備または通信ネットワークに障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、国内外の他社ECに商品を出品して販売を行っております。一つのECプラットフォームに依存しない運営体制を構築しておりますが、ECプラットフォーム運営会社の運営方針変更や当該事業会社との関係悪化、規約違反による出店契約解消、ECモールシステム不良等のトラブル、ECプラットフォーム閉鎖等が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) その他のリスク

#### 今後の人材採用及び人材確保について

当社は小規模組織であり、現在の組織、研究開発体制および社内管理体制はかかる規模に応じたものであるところ、今後は更なる事業拡大に応じた組織整備や管理体制の充実を図る予定であり、引き続き人材採用を積極的に進めてまいります。

しかしながら、人材採用が当初の想定通りに進まなかった場合には、事業の拡大に応じた組織整備や、研究開発体制・管理体制の拡充を図ることができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、マネジメントや技術者を含む重要な人材が競合他社等に流出した場合や、当社が想定するよりも多くの離職が生じ、新たな人材を確保できない場合には、当社の競争力や社会的信用が悪化し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

#### 税務上の繰越欠損金について

2024年2月期末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

#### 固定資産の減損について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討しております。将来の事業計画や市場環境の変化により、減損の兆候が認められ、減損損失を計上する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の人物への依存について

当社代表取締役である橋本舜は創業者兼代表取締役として、創業以来、商品開発や事業推進に重要な役割を担ってまいりました。当社は取締役会やその他会議体にて役員および従業員への適切な情報共有や権限委譲を進めており、同氏への依存度を低減させる様努めてまいりました。しかしながら何らかの理由により同氏による経営執行の継続が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟、係争について

当社は当事業年度末現在において、重大な訴訟を提起されている事実はございません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客及び取引先等から当社商品についての不備等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、コンプライアンス研修の推進等、役員及び従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社並びに役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。

個々の係争が発生する可能性を予測することはできず、また個々の係争にかかる発生時期も予測することは困難ですが、訴訟等の結果にかかわらず、多大な訴訟対応費用の発生や信用及びブランドイメージ低下等により事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、訴訟等の結果、当社の商品販売停止等の事態が生じた場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ベンチャーキャピタル等による株式の所有について

2024年2月期末時点において、当社の発行済株式総数は53,292,900株であり、このうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下、「VC等」という。）が所有している株式数は8,403,700株であり、その所有割合は約15.8%であります。

一般的にVC等による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社の株式上場後にVC等が所有する株式の全部又は一部を売却することが想定されます。その場合、短期的に株式の需給バランスの変動が生じる可能性があり、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、今後も優秀な人材確保やその維持のために新株予約権その他のインセンティブプランを発行する可能性があります。2024年2月期末時点において発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は約4.4%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

#### 借入について

当社の事業資金の一部は金融機関からの借入により調達しています。景気の後退、金融収縮等の全般的な市況の悪化や業績悪化による信用力の低下等の要因により、当社が望む条件で適時に資金調達をできない可能性があります。また、今後、長期金利や短期金利が上昇した場合、借入コストの増加により当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の状況

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションを掲げ、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指しております。

ミッションの実現に向け、研究開発活動を通じて完全栄養（注）の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発及び改善を行い、それらを主に3つのチャネル（卸などを介さず顧客に直接販売を行う「自社EC」、他社ECプラットフォームでの販売を行う「他社EC」、コンビニエンスストアやドラッグストアなどで販売を行う「卸販売」）で販売を行っており、積極的な研究開発活動を通じて美味しい商品の追求、新商品のリリースを行うことで顧客層の拡大、継続率の向上を通じ成長を遂げてまいります。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも社会経済活動の制限が緩和されるなど景気は回復の兆しがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の問題による原材料の高騰や世界的な金融引き締めによる急激な為替の変動などの影響もあり、依然として経済は先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は積極的な研究開発活動を継続しており、商品開発の速度向上と研究開発領域の深化を目的に前事業年度強化したR&D体制により、新商品開発及び商品リニューアルを積極的に進めてまいりました。その成果として、2023年5月にはBASE BREAD（ミニ食パン・レーズン）、2023年7月にはBASE BREAD（リッチ）の販売を開始いたしました。商品リニューアルにつきましては、2023年3月にBASE BREAD（メープル、シナモン、プレーン）、2023年9月にBASE BREAD（カレー）のリニューアルを実施し、商品のおいしさ向上を実現いたしました。このような取り組みにより、「かんたん・おいしい・からだにいい」食事のラインナップ及びクオリティを高め、より豊かな食体験の機会を提供することで、「健康をあたりまえに。」の実現を加速させるR&D活動を進めております。

また、当社は2023年10月24日に一部商品の自主回収を公表いたしました。これを受けて、製品設計から流通工程のすべてのプロセスにおいて、食の安全安心に向けた取り組みをより強化いたしました。それらの取り組み内容に関して、2024年3月11日より、当社公式ホームページの「食の安全安心への取り組み」に関するページにて公開しております。今後も再発防止に努めるとともに、業界水準を超える品質保証を目指してまいります。

自社ECにおいては、上段で記述した新商品及び商品リニューアルのプロモーション活動を積極的に行った結果、サブスクリプション会員数が伸長し、20.6万人（前事業年度末は16.3万人）に着地いたしました。また、2023年10月の自主回収発表直後に悪化した解約率も回復基調となっております。その結果、自社EC売上高は9,081,202千円になりました。なお、サブスクリプション会員数の推移は以下のとおりとなっております。

	2023年2月期	2024年2月期 第1四半期	2024年2月期 第2四半期	2024年2月期 第3四半期	2024年2月期 第4四半期
サブスクリプション会員数の推移 (万人) (注)	16.3	20.1	20.4	20.0	20.6

(注) 期末（各四半期末）時点

卸販売においては、特にコンビニエンスストアとドラッグストアの実店舗での展開が順調に推移した結果、展開実店舗数は51,091店舗（前事業年度末は34,795店舗）へと拡大いたしました。一方、全国展開の結果、相対的に店舗あたり売上高の低い地方店舗数が前事業年度より増えていることや自主回収発表以降の一部の店舗での買い控えや受注減により、店舗当たりの売上高は軟調に推移いたしました。その結果、卸販売売上高は4,590,004千円となりました。なお、店舗数の推移は以下のとおりとなっております。

	2023年2月期	2024年2月期 第1四半期	2024年2月期 第2四半期	2024年2月期 第3四半期	2024年2月期 第4四半期
店舗数の推移（店舗）（注）	34,795	46,385	49,044	53,406	51,091

(注) 期末（各四半期末）時点

他社ECにおいては、自主回収により一時的な在庫不足が懸念された商品を他の販売チャネルに優先して回したことにより、一部商品の販売数量を意図的に抑制いたしました。また同様の理由により、下半期に予定していた大型商戦への参加を見送りました。その結果、他社EC売上高は1,067,979千円になりました。

海外事業においては、前事業年度から販売を開始している香港に加え、2023年5月には中国、2024年1月には台湾及びシンガポールにも新たに進出し、今後の販売体制の土台作りを実現いたしました。香港に関しては、前事業年度から強化していた越境ECプラットフォームでのプロモーションに加え、2023年10月に公式ECサイトを開設し、サブスクリプション販売を開始いたしました。その結果、海外事業全体の売上高は前事業年度対比で約13.5倍に伸長し、134,868千円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は14,874,087千円（前期比50.9%増）、営業損失は902,889千円（前事業年度の営業損失は970,985千円）、経常損失は891,024千円（前事業年度の経常損失は995,237千円）、当期純損失は856,016千円（前事業年度の当期純損失は1,008,413千円）となりました。

当社の報告セグメントは従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、当事業年度より報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。なお、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、上記の事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

（注）1食（BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋）で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除いて、すべての栄養素で1日分の基準値の1/3以上を含む

#### 財政状態の状況

##### （資産）

当事業年度末における総資産は3,276,764千円となり、前事業年度末に比べ333,012千円減少いたしました。これは主に、事業拡大に伴い売掛金が220,099千円、未収入金が79,586千円増加したことに加え、新規取引先との契約に係る保証金の差し入れ等により投資その他の資産が242,668千円増加した一方で、借入金の返済等により現金及び預金が865,679千円減少したことによるものであります。

##### （負債）

当事業年度末における負債は2,434,302千円となり、前事業年度末に比べ463,348千円増加いたしました。これは主に、事業拡大に伴い未払金が271,633千円、買掛金が99,974千円増加したことに加え、新たなポイントパックプランの提供開始に伴い契約負債が91,618千円増加したことによるものであります。

##### （純資産）

当事業年度末における純資産は842,462千円となり、前事業年度末に比べ796,360千円減少いたしました。これは、新株予約権の行使により資本金が29,945千円、資本準備金が29,710千円増加した一方で、当期純損失の計上により利益剰余金が856,016千円減少したことによるものであります。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,430,928千円となり、前事業年度末に比べ865,679千円減少いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は665,900千円（前事業年度は732,916千円の使用）となりました。主な増加要因は、事業拡大に伴い未払金が263,238千円、仕入債務が99,974千円増加したことによるものであります。主な減少要因は、事業拡大に伴う売上債権の増加額220,099千円、オンライン広告等のプロモーション活動を積極的に行ったこと及び事業拡大を目的とした人員採用等による税引前当期純損失の計上894,279千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は229,435千円（前事業年度は265,404千円の使用）となりました。これは主に、自社倉庫の拡大に伴う敷金等の差入保証金の差入による支出169,099千円及び有形固定資産の取得による支出68,443千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は29,656千円（前事業年度は2,457,923千円の獲得）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入59,656千円及び長期借入金の返済による支出30,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社はファブレスメーカー（ファブレスは「Fabrication facility less」の略であり、工場を所有せずに製造業としての活動を行う企業のこと）であり、生産を行っておらず、該当事項はありませんので、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供する商品・サービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	前年同期比(%)
完全栄養食事業(千円)	14,874,054	50.9
報告セグメント計(千円)	14,874,054	50.9
その他(千円)	33	-
合計(千円)	14,874,087	50.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、株式会社ナシオの前事業年度については、当該割合が10%未満のため、記載を省略しております。

相手先	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)		当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	1,345,712	13.7	1,859,297	12.5
株式会社ナシオ	-	-	1,677,276	11.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。



#### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載しております。

##### (売上高)

当事業年度における売上高は14,874,087千円（前期比50.9%増）となりました。主な要因は、新商品及び商品のプロモーション活動を積極的に行った結果、自社ECでの定期購入者が順調に推移したことに加え、卸販売において、特にコンビニエンスストアやドラッグストアの販売店舗が拡大したことによるものであります。

##### (売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は7,476,255千円（前期比62.8%増）となりました。主な要因は、事業規模拡大に伴い商品の仕入が増加したこと及び自主回収による一次的な商品廃棄損の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は7,397,831千円（前事業年度は5,266,093千円）となりました。

##### (販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度における販売費及び一般管理費は8,300,721千円（前期比33.1%増）となりました。主な要因は、TVCMやオンライン広告等のプロモーション活動を積極的に行ったこと、事業拡大を目的とした採用活動を行ったことにより人件費が増加したこと及び事業規模拡大に伴い荷造り運賃が増加したことによるものであります。

この結果、営業損失は902,889千円（前事業年度は営業損失970,985千円）となりました。

##### (営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度における営業外収益は57,918千円、営業外費用は46,053千円となりました。主な要因は、受取補填金とリコール関連費用によるものであります。

この結果、経常損失は891,024千円（前事業年度は経常損失995,237千円）となりました。

##### (特別損益、当期純損失)

当事業年度において、倉庫業効率化のための固定資産の除却による特別損失が3,255千円発生いたしました。また、法人税等合計に関しては38,262千円となりました。

この結果、当期純損失は856,016千円（前事業年度は当期純損失1,008,413千円）となりました。

#### 当社の経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える恐れがあることを認識しております。

これらのリスク要因に対して、内外の経営環境及び事業環境に影響を及ぼす要因に留意しつつ、適時に情報を収集・分析する体制を整備し、リスクに対応可能な内部管理体制を構築するとともに必要な経営上の施策を実行することにより、経営成績に重要な影響を与える要因の発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

なお、世界情勢による燃料や原材料価格の高騰や急激な為替変動により当社の仕入高に影響が生じております。原材料等を適正な価格で必要な量を確保するために、調達先の追加や、原材料の組み合わせや製造の効率化をさらに進めるなど総合的にその対応を検討しております。

#### 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

#### キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローについては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業活動における資金需要のうち主なものは、事業成長に係る資金（人件費、新商品開発及び既存商品に係る研究開発費用、販売費及び一般管理費等の営業費用）、マーケティング投資であります。これらの事業活動に必要な資金については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本としておりますが、必要に応じて長期資金需要に対しては株式市場、短期資金需要に対しては金融機関からの調達を実施する予定であります。

また、資金の流動性については、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,430,928千円であり、それに加え、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結し、資金調達手段を確保することにより、月次で商品の需要と供給によって変動する資金需要に対応し、流動性リスクをコントロールしております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に対する経営者としての今後の方針・対策等

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、売上高、売上高成長率、限界利益率を重要な経営指標としております。また、売上高を構成する要素の中でも、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数について、主要な経営指標として考えております。

当社は研究開発活動を通じた新商品開発および商品改善を中心に当該指標を高めてまいります。新商品開発及び商品改善は、今まで購入経験のない潜在的な顧客へのアプローチを可能にし、継続的な商品購入を促し売上高の成長につながることに加えて、商品製造の効率化により原価改善を進めます。

2023年2月期第2四半期において、「BASE BREAD ミニ食パン・プレーン」、第4四半期には「BASE FOOD Deli」の発売開始による商品ラインナップの拡充や2023年2月期第3四半期の「BASE BREAD チョコレート」のリニューアル等を実施しております。これらの新商品発売及び商品改善はプロモーション機会の創出や、卸売店舗の拡大にも寄与しており、その結果2024年2月末時点でサブスクリプション会員数（定期購入者）は20.6万人（前事業年度末比26.4%増）、展開店舗数は51,091店舗（前事業年度末比46.8%増）と順調に推移いたしました。

現時点において、これらの当該指標は堅調に推移しているものと認識しておりますが、今後も商品ラインナップの拡充や顧客からのフィードバック、購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティングおよびサービスの改善を図りながら、更なる収益拡大に取り組んでまいります。

#### 重視する経営指標の推移

	2023年2月期	2024年2月期
売上高（千円）	9,857,651	14,874,087
売上高成長率（%）	77.8	50.9

#### 売上高を構成する主要な経営指標

	2023年2月期	2024年2月期
サブスクリプション会員数（万人） （注）	16.3	20.6
展開店舗数（店舗）（注）	34,795	51,091

（注）期末日時点

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6【研究開発活動】

当社は、「かんたん・おいしい・からだにいい」をコンセプトに、生活者にあった価値ある「完全栄養の主食」の提供を目的として研究開発に取り組んでおります。

当社の研究開発体制は、研究開発担当者により実施され、マーケティング活動により取得した顧客からのフィードバックやニーズ、外部の食品開発分野の専門家、シェフおよび管理栄養士などのアドバイザーの助言を基に研究開発に努めております。

当事業年度における研究開発担当者は、44名であり、研究開発費の総額は558,682千円であります。

また、当社の報告セグメントは従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、当事業年度より報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。なお、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は72,993千円であり、主なものは、事業拡大に伴い自社倉庫を移転したことによる支出24,196千円、オフィスを拡張したことによる支出15,141千円等によるものであります。加えて、自社倉庫における作業の効率化を目的として、18,000千円の支出を行っております。

また、当社の報告セグメントは従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、当事業年度より報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。なお、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

2024年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	完全栄養食 事業	本社事務所	-	-	289	-	289	14 (-)
食品開発ラボ (東京都渋谷区)	完全栄養食 事業	開発事務所	42,513	3,761	7,898	8,229	62,402	95 (40)
座間配送センター (神奈川県座間市)	完全栄養食 事業	倉庫	13,265	8,499	3,287	-	25,052	13 (65)
高槻配送センター (大阪府高槻市)	完全栄養食 事業	倉庫	19,614	10,992	2,852	-	33,459	6 (27)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は3,872千円であります。  
 3. 食品開発ラボは賃借しております。年間賃借料は55,149千円であります。  
 4. 座間配送センターは賃借しております。年間賃借料は90,972千円であります。  
 5. 高槻配送センターは賃借しております。年間賃借料は127,356千円であります。  
 6. 従業員数の( )は臨時雇用人員数を外書きしております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
 該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,586,400
計	192,586,400

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年2月29日)	提出日現在発行数 (株) (2024年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	53,292,900	53,709,400	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	53,292,900	53,709,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年11月30日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100,000株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から 10 日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。
- 5 . 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 6 . 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第2回新株予約権
決議年月日	2019年11月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4(注)6
新株予約権の数(個)	1(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2021年11月5日 至 2029年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100,000株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



	第4回新株予約権
決議年月日	2020年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12(注)6
新株予約権の数(個)	4,750 [3,207](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 475,000 [320,700](注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2022年4月9日 至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24 資本組入額 12(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

#### 4．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3．新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

#### 5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### 6．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員9名となっております。

#### 7．2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第5回新株予約権
決議年月日	2021年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個)	2,199 [1,922] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 219,900 [192,200] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28 資本組入額 14 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第 6 回新株予約権
決議年月日	2021年 2 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1
新株予約権の数（個）	1,413 [700]（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 141,300 [70,000]（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	28（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 2021年 3 月 1 日 至 2031年 2 月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 29 資本組入額 15（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2024年 2 月29日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年 4 月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権 1 個につき48円で有償発行しております。

2．新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

3．新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主總會その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「4. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第7回新株予約権
決議年月日	2021年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)	1,884 [1,413] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 188,400 [141,300] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年5月31日 至 2031年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31 資本組入額 16 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主總會その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



	第 8 回新株予約権
決議年月日	2022年 1 月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 29（注）6
新株予約権の数（個）	9,649 [8,058]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 964,900 [805,800]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	384（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2024年 1 月18日 至 2032年 1 月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 384 資本組入額 192（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2024年 2 月29日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年 4 月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### 6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員26名になっております。

#### 7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第9回新株予約権
決議年月日	2022年1月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	471(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 47,100(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	384(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2022年1月19日 至 2032年1月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき669円で有償発行しております。  
 2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。  
 ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「4. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年4月16日 (注)1	C種優先株式 3	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30 C種優先株式 3	7,095	118,755	7,095	112,755
2019年4月18日 (注)2	C種優先株式 34	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30 C種優先株式 37	80,410	199,165	80,410	193,165
2019年4月19日 (注)3	C種優先株式 42	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30 C種優先株式 79	99,330	298,495	99,330	292,495
2020年4月12日 (注)4	普通株式 254,745 A種優先株式 45,954 B種優先株式 29,970 C種優先株式 78,921	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000	-	298,495	-	292,495
2020年5月20日 (注)5	D種優先株式 48,306	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 48,306	153,854	452,349	153,854	446,349
2020年7月31日 (注)6	D種優先株式 12,559	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	40,000	492,350	40,000	486,350

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年2月5日 (注)7	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	392,350	100,000	-	486,350
2021年5月28日 (注)8	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	-	100,000	448,115	38,234
2021年9月3日 (注)9	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	-	100,000	27,567	10,667

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年1月27日 (注)10	E種優先株式 10,601	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	500,038	600,038	500,038	510,705
2022年2月25日 (注)11	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	500,038	100,000	-	510,705
2022年7月6日 (注)12	普通株式 226,466 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	普通株式 481,466	-	100,000	-	510,705
2022年8月30日 (注)13	普通株式 47,665,134	普通株式 48,146,600	-	100,000	-	510,705
2022年11月14日 (注)14	普通株式 2,723,100	普通株式 50,869,700	1,002,100	1,102,100	1,002,100	1,512,806
2023年3月1日～ 2024年2月29日 (注)15	普通株式 2,423,200	普通株式 53,292,900	29,945	1,132,046	29,710	1,542,516

- (注)1.有償第三者割当 発行価格4,730,000円 資本組入額2,365,000円  
割当先 金子裕、出村泰三
- 2.有償第三者割当 発行価格4,730,000円 資本組入額2,365,000円  
割当先 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、XTech1号投資事業有限責任組合
- 3.有償第三者割当 発行価格4,730,000円 資本組入額2,365,000円  
割当先 Rakuten Capital S.C.Sp.
- 4.2020年4月8日付で実施した1株を1,000株に分割する株式分割によるものです。
- 5.有償第三者割当 発行価格6,370円 資本組入額3,185円  
割当先 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、金子裕、CRAFT株、出村泰三、出村侃也
- 6.有償第三者割当 発行価格6,370円 資本組入額3,185円  
割当先 Future Food Fund 1号投資事業有限責任組合、金子裕

7. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年2月5日付で実施した無償減資（減資割合79.7%）によるものです。
8. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年5月28日付で実施したその他資本剰余金への振替によるものです。
9. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年9月3日付で実施したその他資本剰余金への振替によるものです。
10. 有償第三者割当 発行価格94,338円 資本組入額47,169円  
割当先 THE FUND投資事業有限責任組合
11. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2022年2月25日付で実施した無償減資（減資割合83.3%）によるものです。
12. 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
14. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）  
発行価格800円  
引受価額736円  
資本組入額368円  
払込金総額2,004,201千円
15. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,423,200株、資本金が29,945千円及び資本準備金が29,710千円増加しております。
16. 2022年10月12日付「有価証券届出書」、2022年11月7日付「有価証券届出書の訂正届出書」にて公表いたしました「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」について、2024年5月28日付で公表いたしました「上場調達資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」に基づき、以下のとおり変更いたしました。

(1) 上場調達資金支出予定時期の変更の理由

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場時に調達した資金を以下のとおり充当することを予定しておりました。2024年2月期中に自主回収関連費用や再発防止対策費用など想定外の資金需要が発生しました。一方で、事業活動を失速させないため、期初時点で計画していたとりに広告宣伝費や人材関連費に充当いたしました。上記の理由から資金計画を修正し、上場時調達資金の充当予定時期の一部を変更いたしました。

(2) 変更の内容

支払予定時期の変更は次のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

認知拡大・顧客獲得のための販売促進及び広告宣伝費

オンライン広告の実施や、TVCMによるプロモーション活動等といったマーケティング強化により当社商品の認知を拡大させるためのマーケティング費用として2,076百万円（2023年2月期：118百万円、2024年2月期：671百万円、2025年2月期以降：1,286百万円）

事業拡大に伴う人材関連費

新商品開発により商品ラインナップを拡充させることで顧客層を拡大し販売拡大を実現するための人材関連費として595百万円（2023年2月期：42百万円、2024年2月期：238百万円、2025年2月期以降：314百万円）

(変更後)

認知拡大・顧客獲得のための販売促進及び広告宣伝費

オンライン広告の実施や、TVCMによるプロモーション活動等といったマーケティング強化により当社商品の認知を拡大させるためのマーケティング費用として2,076百万円（2023年2月期：118百万円、2024年2月期：1,957百万円）



事業拡大に伴う人材関連費

新商品開発により商品ラインナップを拡充させることで顧客層を拡大し販売拡大を実現するための人材関連費として595百万円（2023年2月期：42百万円、2024年2月期：552百万円）

## ( 5 ) 【所有者別状況】

2024年2月29日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	5	27	101	21	49	14,405	14,608	-
所有株式数 （単元）	-	8,930	18,722	5,199	21,600	1,319	477,017	532,787	14,200
所有株式数の割合（％）	-	1.68	3.51	0.98	4.05	0.25	89.53	100	-

（注）自己株式は、「個人その他」に13,580単元含まれております。

## ( 6 ) 【大株主の状況】

2024年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （％）
橋本舜	東京都品川区	17,691,300	34.07
グローバル・ブレイン6号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	4,746,400	9.14
グローバル・ブレイン7号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	1,634,500	3.14
金子裕 （常任代理人 DAIWA CM SINGAPOLE LTD）	シンガポール共和国 （7 STRAITS VIEW MARINA ONE EAST TOWER, #16-05 AND #16-06 SINGAPORE）	1,503,600	2.89
山本陽介	埼玉県さいたま市浦和区	1,161,300	2.23
齋藤竜太	東京都江東区	1,123,100	2.16
THE FUND投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	1,060,100	2.04
吉岡裕之	大阪府茨木市	1,015,000	1.95
XTech1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲1丁目5番20号	962,700	1.85
島田孝文	東京都新宿区	781,300	1.50
計	-	31,679,300	60.97

（注）前事業年度末において主要株主であったグローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,358,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,920,700	519,207	同上
単元未満株式	普通株式 14,200	-	-
発行済株式総数	53,292,900	-	-
総株主の議決権	-	519,207	-

## 【自己株式等】

2024年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ベースフード株式会社	東京都目黒区中目黒五丁目 25番2号	1,358,000	-	1,358,000	2.55
計	-	1,358,000	-	1,358,000	2.55

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	1,358,000	-	1,358,000	-

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、将来の事業の継続的発展や経営基盤の長期安定に向けた財務体制の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であり、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

今後は、業績の推移や財務状況、将来的な事業・投資計画等の成長戦略などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

また、内部留保資金につきましては、収益力強化や事業基盤整備のための投資や今後の成長に資する人員の採用等に有効活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当に関する決定機関を、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会として定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションの実現のため、また継続的な企業価値の向上及び事業の継続的な成長のためには、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築が不可欠であり、そのためには、経営の透明性、効率性、健全性を確保し、日常的に強化させていく必要があると認識しております。

今後においても、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### a 企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、経営上の重要課題については、経営会議にて審議され、取締役会に付議されております。

#### (a) 取締役会

当社の取締役会は、5名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の重要事項並びに法令または定款で定められた事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	橋本 舜	14回	13回
取締役	齋藤 竜太	14回	14回
取締役	山本 陽介	4回	4回
社外取締役	田中 宏隆	14回	13回

(注) 取締役山本陽介は、2023年5月30日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任しているため、取締役在任中の出席状況について記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、事業成長のための戦略、中期成長戦略、経営課題及び人的資本に関する議論、その他会社法及び取締役会規程にて定める決議・報告事項について、決議、報告及び審議を実施しました。

#### (b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。社外監査役は、それぞれ弁護士、公認会計士であり、それぞれの知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを通して、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査しております。監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役会では情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

#### (c) 経営会議

経営会議は、業務執行の推進を目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、その他代表取締役が指名する者で構成され、原則として月1回で開催しております。経営会議では、各部門の業務執行を含む全社的な情報共有や全社的なリスク管理、コンプライアンス事案の共有、再発防止策の検討等をする機関としての役割を果たすとともに、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

#### (d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(e) 取締役会、監査役会、経営会議の構成員

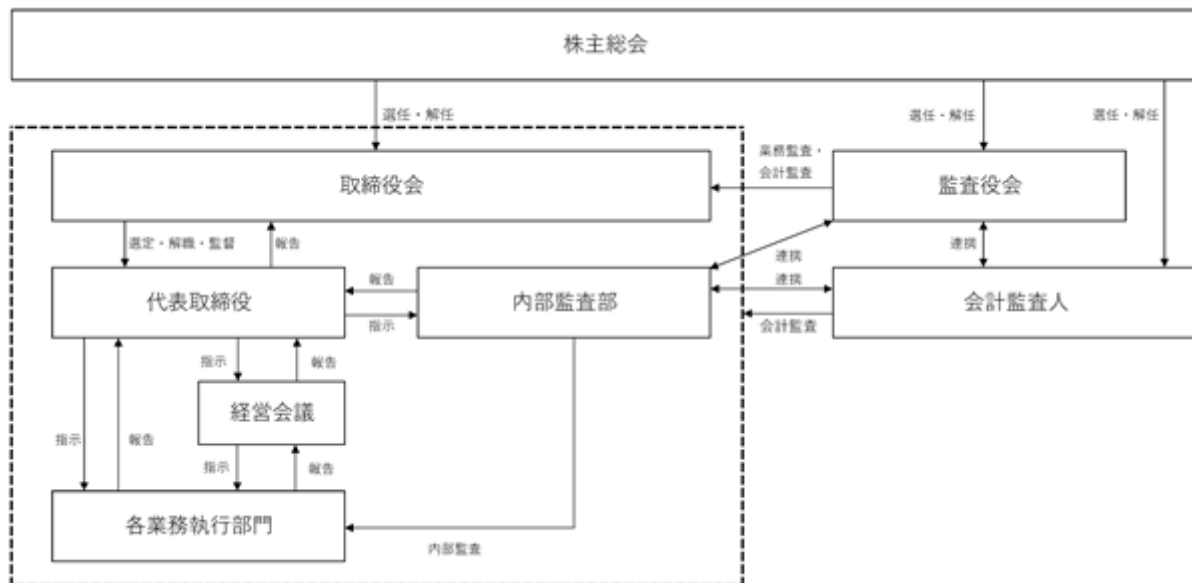
構成員は次のとおりです。( は機関の議長、 は構成員、 は構成員以外の出席者を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議
代表取締役	橋本 舜		-	
取締役	齋藤 竜太		-	
取締役	小林 紘子		-	
社外取締役	田中 宏隆		-	-
社外取締役	田中 道昭		-	-
常勤監査役	小川 英樹			
社外監査役	長瀬 大樹			-
社外監査役	永井 公成			-

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・健全性の確保、経営環境の変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役会による監査を行っております。また、社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり定めております。

(a) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役および使用人に啓蒙する。
- イ．コンプライアンス違反に対し、当社の取締役、監査役、および使用人等、当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- ウ．内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令および定款の遵守体制に関する監査を行ない、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア．取締役の職務執行に関する情報は、法令ならびに取締役会規程および文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- イ．当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存および管理する体制を整備し、運用する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア．当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価および対応は、経営会議が推進する。
- イ．当社は、経営会議において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ウ．内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．定款および取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。
- イ．取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告および協議を行う。
- ウ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、および稟議規程を制定し、適正に運用する。
- エ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、本部長、部長および常勤監査役から構成される経営会議において協議、報告を行う。経営会議は、原則として月1回、その他必要に応じて随時開催する。

(e) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア．監査役は、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- イ．監査役は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- ウ．補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

- (f) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア．監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。
  - イ．監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。
  - ウ．監査役は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する経営管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
  - エ．内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報を受けた際には、通報内容および状況を直ちに監査役に報告を行う。
  - オ．内部監査担当者は、監査役に対しその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役は必要に応じて調査を求める。
  - カ．監査役は取締役と協議し、監査役に報告を行った者または内部通報制度における通報を行った者が、当該報告または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
  - キ．各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するために監査役会を設置する。
- (g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア．監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
  - イ．監査役は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役および監査役会に報告する。
  - ウ．監査役会は、会計監査人との十分な連携を図る。
  - エ．監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急または臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払または償還を受けることができる。
  - オ．監査役は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。
- (h) 反社会的勢力との関係遮断に向けた基本的な考え方
- ア．反社会的勢力とは関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、弁護士および警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - イ．取引先と契約を締結する際には、当該取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを確認を行う。
  - ウ．取引先と契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規程」等を契約書面に交わす。

#### b リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定めており、経営会議を中心にリスク管理体制を構築しております。リスクの分析や予防対策の検討を進めるほか、必要に応じて役職員に対する研修の実施、マニュアルの制定などを行っております。また、法務上の問題については、弁護士等と顧問契約を締結し、必要に応じて助言及び指導等を受け、適切な対応を行なえる体制となっております。

#### c 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。



d 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「本保険契約」という。）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、本保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を本保険契約により填補することとしております。

なお、本保険契約の保険料は全額会社が負担しております。本保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

f 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

g 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i 中間配当

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

j 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	橋本 舜	1988年6月11日生	2012年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年4月 当社代表取締役就任(現任)	(注)3	17,691,300
取締役	齋藤 竜太	1987年8月29日生	2011年4月 ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社入社 2015年7月 リノベル株式会社入社 2017年4月 当社入社 2017年4月 当社取締役就任 2020年11月 当社取締役就任(現任)	(注)3	1,123,100
取締役	小林 紘子	1986年9月26日生	2012年4月 シティグループ証券株式会社入社 2013年8月 株式会社ジーユー入社 2016年7月 アマゾンジャパン合同会社入社 2018年7月 当社入社 2024年5月 当社取締役就任(現任)	(注)3	299,700
社外取締役	田中 宏隆	1974年10月7日生	1998年4月 松下電器産業株式会社(現 パナソニックホールディングス株式会社)入社 2007年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニーインコーポレイテッド・ジャパン入社 2015年10月 株式会社ベイクレント・コンサルティング入社 2017年1月 株式会社シグマクス(現 株式会社シグマクス・ホールディングス)入社 2020年4月 一般社団法人 SPACE FOODSPHERE理事(現任) 2021年3月 株式会社シグマクス常務執行役員 2022年1月 当社社外取締役就任(現任) 2022年3月 クックパッド株式会社社外取締役就任 2023年10月 株式会社UnlocX代表取締役CEO就任(現任) 2024年3月 TechMagic株式会社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
社外取締役	田中 道昭	1964年12月13日生	1987年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1997年6月 シカゴ大学経営大学院卒業・MBA取得 1998年3月 シティバンク入行 2000年1月 バンクオブアメリカ証券会社入社 2002年5月 ABNアムロ証券会社入社 2003年8月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長(現任) 2006年6月 株式会社マージングポイント代表取締役社長(現任) 2013年5月 株式会社サダマツ(現 フェスタリアホールディングス株式会社)社外取締役 2015年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授(現任) 2021年6月 株式会社アサンテ社外取締役(現任) 2024年4月 文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科客員教授(現任) 2024年5月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	小川 英樹	1977年6月20日生	2001年4月 株式会社マクニカ入社 2004年8月 株式会社光通信入社 2011年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現 株式会社NFCホールディングス)へ転籍 2017年8月 株式会社ザッパラス入社 2018年10月 株式会社エスキュービズム入社 2022年8月 当社入社 2023年5月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	長瀬 大樹	1981年6月8日生	2007年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年11月 公認会計士登録 2018年4月 野村證券株式会社公開引受部へ出向 2020年10月 長瀬大樹公認会計士事務所開設 代表(現任) 2021年1月 ㈱軽子坂パートナーズ入社執行役員(現任) 2021年5月 長瀬税理士事務所開設(現任) 2021年5月 税理士登録 2021年6月 当社社外監査役就任(現任) 2021年9月 株式会社SPACE WALKER取締役CFO就任	(注)5	500
社外監査役	永井 公成	1982年8月1日生	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 法律事務所オーセンス入所 2013年1月 ㈱デジタルガレージへ出向 2015年7月 城山タワー法律事務所入所 2017年3月 パルミュージック㈱社外監査役就任 2017年4月 桐蔭法科大学院客員教授就任 2018年2月 法律事務所ネクソード開設 代表(現任) 2021年6月 当社社外監査役就任(現任) 2022年3月 パルミュージック株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年6月 株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)5	500
計					19,118,100

- (注) 1. 取締役田中宏隆及び田中道昭は、社外取締役であります。  
2. 監査役長瀬大樹及び永井公成は、社外監査役であります。  
3. 2024年5月29日開催の第8回定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
4. 2023年5月30日開催の第7回定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。  
5. 2022年7月7日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であり、各氏を独立役員として指定しております。

当社は、社外取締役には、独立した立場からの監督・助言機能を求め、社外監査役には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを求めています。なお、当社は、社外役員の選任について、当社からの独立性に関する基準または方針等を定めておりませんが、社外役員を選任する際には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保に係る実務上の留意事項の判断基準に準拠して独立性の確認をしております。

社外取締役田中宏隆氏は、製造業及び食品業界における豊富な知識に加え、上場会社における社外取締役としての経験等より、経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外取締役田中道昭氏は、銀行・証券での豊富な経験・知識に加え、経営者及びビジネススクールの教授を務めるなど企業経営における幅広い経験等より、経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役長瀬大樹氏は、公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役永井公成氏は、弁護士として法律に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役長瀬大樹氏及び永井公成氏は当社の株式を保有しており、その所有株式数は「(2) [役員の状況]

役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりです。その他、各氏と当社の間、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、他の取締役の業務執行報告に関しての監督等を行っております。また、監査役監査、内部監査及び会計監査と連携をとりながら、適宜、情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役は、取締役や社内の様々な部門に対してヒアリングを行うことや、他の監査役からの報告をまとめ、適正な内部統制に関する指摘・指導を行っております。また、会計監査人及び内部監査担当者とは、定期的にミーティングを実施し、三者間の意見交換を行うこと等により、業務の適正性の確保に努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名体制であり、監査役会で決議された監査計画に基づき、取締役会への出席に加えて、常勤監査役を中心としたその他重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び使用人の業務執行状況の調査等により監査を実施しております。

また、原則として月1回監査役会を開催し、監査役監査計画及び監査スケジュールの策定、監査内容及び監査結果等を共有しております。

なお、常勤監査役の小川英樹氏は、管理業務等の幅広い業務実績と豊富な職務経験を有しており、社外監査役の長瀬大樹氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験及び他社の企業経営に携わるなど幅広い知見を有しており、社外監査役の永井公成氏は、弁護士としての専門知識と豊富な業務経験及び法務の面で高い知見を有しております。

当事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
鈴木 譲	4回	4回
小川 英樹	10回	10回
長瀬 大樹	14回	14回
永井 公成	14回	14回

- (注) 1. 監査役鈴木譲は、2023年5月30日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任しているため、監査役在任中の出席状況について記載しております。
2. 監査役小川英樹は、2023年5月30日開催の第7回定時株主総会において、新たに監査役に就任しているため、就任後の出席状況について記載しております。

監査役会の具体的な検討事項として、監査の方針、監査計画、監査報告、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法・結果の相当性及び取締役の職務執行の適法性・経営判断の妥当性について検討しております。

常勤監査役の活動として、必要に応じ取締役及び各部門担当者との面談を実施して報告を受け意見交換を行うことなどにより社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、各監査役間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

また、監査役及び内部監査担当者並びに会計監査人との間で、監査結果報告を行い、三様監査として相互連携できる場を原則四半期ごとに設けております。その他、必要に応じて意見交換を行い、三者間での情報共有を適宜図ることで、監査機能の有効性・効率性を高めております。

## 内部監査の状況

内部監査につきましては、各部門から独立した代表取締役の直属組織として内部監査部を設置しており、専任担当者を1名配置しております。内部監査部は各部門の業務に対し、内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。内部監査部から取締役会へ、直接報告は行っておらず、代表取締役から取締役会へ内部監査の状況の報告を行っております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役が主体的に関与しております。

また、監査役及び会計監査人とは定期的にミーティングを実施し、監査の内容の確認、改善状況の確認等について情報交換を行うことで効率的、効果的な監査を実施しております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 奥見 正浩

指定有限責任社員 柄澤 涼

## c. 継続監査期間

4年間

d . 監査業務に係る補助者の構成  
 公認会計士 7名 その他16名

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定について、品質管理体制、独立性、法令遵守状況、専門性、職務遂行状況、報酬水準の妥当性等を総合的に検討し、判断することとしております。これらの観点から、当社監査役会においてEY新日本有限責任監査法人の品質管理体制、独立性・専門性を評価し、また、監査日数・監査期間及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、同法人が会計監査人として適任であると判断して選定を行っております。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、EY新日本有限責任監査法人に対する評価を行った結果、同法人による会計監査は適格であると判断しております。

監査報酬の内容

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
24,000	3,000	24,000	-

前事業年度の当社における非監査業務の内容は、EY新日本有限責任監査法人による株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の会社規模、特性に基づいた、監査公認会計士等の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討の上、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠を確認のうえ審議した結果、当社の会計監査人に対する監査報酬等について適切と判断し、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議により「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」（以下「同方針」という。）を定めております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認することにより、取締役の個人別の報酬等の内容が同方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬は固定報酬を基本としており、同方針において、取締役の固定報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、経営環境、各取締役の職位・職責・経営能力・功績等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき各取締役の固定報酬の額につき委任を受けた代表取締役社長橋本舜が、同方針に基づき、報酬水準・報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役と協議した上で、適正な報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためとなります。

なお、取締役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は4名となっております。

当社の監査役の報酬は固定報酬を基本としており、監査役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

なお、監査役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	42,249	42,249	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	10,749	10,749	-	-	-	2
社外役員	11,100	11,100	-	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。



## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,296,608	1,430,928
売掛金	561,749	781,849
商品	122,933	175,050
原材料及び貯蔵品	91,043	20,102
未収入金	96,273	175,859
前払費用	58,667	68,746
その他	66,040	18,835
流動資産合計	3,293,315	2,671,371
固定資産		
有形固定資産		
建物	69,232	104,243
減価償却累計額	11,529	28,849
建物(純額)	57,703	75,393
機械及び装置	10,254	26,330
減価償却累計額	1,752	3,077
機械及び装置(純額)	8,501	23,252
工具、器具及び備品	17,558	26,328
減価償却累計額	4,630	10,952
工具、器具及び備品(純額)	12,928	15,375
リース資産	-	8,587
減価償却累計額	-	357
リース資産(純額)	-	8,229
有形固定資産合計	79,134	122,252
無形固定資産		
商標権	177	3,073
特許権	1,093	1,341
無形固定資産合計	1,270	4,414
投資その他の資産		
長期前払費用	3,085	44,632
差入保証金	232,972	390,567
繰延税金資産	-	43,525
投資その他の資産合計	236,057	478,726
固定資産合計	316,462	605,392
資産合計	3,609,777	3,276,764

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	456,882	556,857
短期借入金	500,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	30,000	-
未払金	557,780	829,413
リース債務	-	1,349
未払費用	137,505	121,437
未払法人税等	22,040	16,694
預り金	37,109	50,589
ポイント引当金	11,957	13,519
契約負債	192,856	284,474
その他	1,000	29,170
流動負債合計	1,947,131	2,403,506
固定負債		
リース債務	-	6,905
資産除去債務	23,822	23,890
固定負債合計	23,822	30,795
負債合計	1,970,954	2,434,302
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,102,100	1,132,046
資本剰余金		
資本準備金	1,512,806	1,542,516
その他資本剰余金	527,605	527,605
資本剰余金合計	2,040,412	2,070,122
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,476,505	2,332,522
利益剰余金合計	1,476,505	2,332,522
自己株式	27,567	27,567
株主資本合計	1,638,439	842,079
新株予約権	382	382
純資産合計	1,638,822	842,462
負債純資産合計	3,609,777	3,276,764

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
売上高	1 9,857,651	1 14,874,087
売上原価	4,591,558	7,476,255
売上総利益	5,266,093	7,397,831
販売費及び一般管理費	2, 3 6,237,079	2, 3 8,300,721
営業損失( )	970,985	902,889
営業外収益		
受取利息	16	26
受取補填金	19,571	54,527
その他	255	3,364
営業外収益合計	19,843	57,918
営業外費用		
支払利息	6,487	5,840
株式交付費	16,277	-
支払保証料	3,159	1,139
上場関連費用	17,337	-
リコール関連費用	-	37,373
その他	833	1,699
営業外費用合計	44,095	46,053
経常損失( )	995,237	891,024
特別損失		
固定資産除却損	4 7,489	4 3,255
特別損失合計	7,489	3,255
税引前当期純損失( )	1,002,726	894,279
法人税、住民税及び事業税	5,687	5,263
法人税等調整額	-	43,525
法人税等合計	5,687	38,262
当期純損失( )	1,008,413	856,016

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)		当事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首棚卸高		121,752		122,933	
当期仕入高		4,598,429		7,489,080	
他勘定振替高		24,938		37,165	
期末棚卸高		122,933		175,050	
商品売上原価		4,572,309	99.6	7,399,797	99.0
商品廃棄損		19,248	0.4	76,419	1.0
その他		-	-	38	0.0
当期売上原価		4,591,558	100.0	7,476,255	100.0

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)	当事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日)
見本品費(千円)	24,938	37,165

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	510,705	527,605	1,038,311	468,092	468,092	27,567	642,651	
当期変動額									
新株の発行	1,002,100	1,002,100		1,002,100				2,004,201	
当期純損失（ ）					1,008,413	1,008,413		1,008,413	
当期変動額合計	1,002,100	1,002,100	-	1,002,100	1,008,413	1,008,413	-	995,787	
当期末残高	1,102,100	1,512,806	527,605	2,040,412	1,476,505	1,476,505	27,567	1,638,439	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	382	643,034
当期変動額		
新株の発行		2,004,201
当期純損失（ ）		1,008,413
当期変動額合計	-	995,787
当期末残高	382	1,638,822

当事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,102,100	1,512,806	527,605	2,040,412	1,476,505	1,476,505	27,567	1,638,439	
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	29,945	29,710		29,710				59,656	
当期純損失（ ）					856,016	856,016		856,016	
当期変動額合計	29,945	29,710	-	29,710	856,016	856,016	-	796,360	
当期末残高	1,132,046	1,542,516	527,605	2,070,122	2,332,522	2,332,522	27,567	842,079	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	382	1,638,822
当期変動額		
新株の発行 （新株予約権の行使）		59,656
当期純損失（ ）		856,016
当期変動額合計	-	796,360
当期末残高	382	842,462

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	1,002,726	894,279
減価償却費	16,842	34,544
賞与引当金の増減額( は減少)	5,000	-
ポイント引当金の増減額( は減少)	11,601	1,562
受取利息	16	26
支払利息	6,487	5,840
株式交付費	16,277	-
固定資産除却損	7,489	3,255
売上債権の増減額( は増加)	219,649	220,099
棚卸資産の増減額( は増加)	24,959	18,824
仕入債務の増減額( は減少)	164,257	99,974
未払金の増減額( は減少)	80,539	263,238
未払費用の増減額( は減少)	45,829	16,068
契約負債の増減額( は減少)	192,856	91,618
その他	14,169	42,764
小計	724,339	654,380
利息の受取額	16	26
利息の支払額	6,507	5,861
法人税等の支払額	2,085	5,684
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>732,916</b>	<b>665,900</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	67,060	68,443
無形固定資産の取得による支出	1,208	3,397
差入保証金の差入による支出	211,515	169,099
差入保証金の回収による収入	14,380	11,503
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>265,404</b>	<b>229,435</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	470,000	-
長期借入金の返済による支出	-	30,000
株式の発行による収入	1,987,923	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	59,656
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,457,923</b>	<b>29,656</b>
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,459,603	865,679
現金及び現金同等物の期首残高	837,005	2,296,608
現金及び現金同等物の期末残高	2,296,608	1,430,928

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～15年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

商標権	10年
特許権	8年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

主として5年で均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績を基礎として当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発と販売を事業として営んでおり、顧客への商品の引渡し時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ただし、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。



(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	79,134	122,252
無形固定資産	1,270	4,414
長期前払費用	3,085	44,632
合計	83,489	171,299

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングし、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある資産または資産グループについて減損損失の認識の判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

事業用資産については、主として事業セグメントを基礎としてグルーピングしております。当社は、「完全栄養食事業」セグメントについて、過年度より継続して営業損失を計上していることから、事業用資産について、減損の兆候が生じているものと判断しておりますが、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が各資産グループの固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産または資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会が承認した事業計画を基礎として算定しております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる自社ECの新規顧客獲得数及び定期継続率、他社ECの購入顧客数、及び卸販売の展開店舗数であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

前項の主要な仮定については、今後の経済動向等の変動により、事後的な結果と乖離が生じることがあります。その場合、新たに減損の兆候に該当する資産または資産グループが生じることがあり、また、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	43,525

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、過年度より重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。

当該判断結果に伴い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは主として取締役会により承認された事業計画を基礎として見積りを行っております。事業計画は過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮し決定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

( 会計方針の変更 )

( 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 )

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。 ) を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

( 損益計算書関係 )

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項( 収益認識関係 ) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66%、当事業年度64%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34%、当事業年度36%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 ( 自 2022年3月1日 至 2023年2月28日 )	当事業年度 ( 自 2023年3月1日 至 2024年2月29日 )
荷造運賃	1,133,723千円	1,508,696千円
広告宣伝費	2,262,299	3,011,830
給料手当	752,505	1,103,571
ポイント引当金繰入額	11,601	1,562

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 ( 自 2022年3月1日 至 2023年2月28日 )	当事業年度 ( 自 2023年3月1日 至 2024年2月29日 )
	296,702千円	558,682千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 ( 自 2022年3月1日 至 2023年2月28日 )	当事業年度 ( 自 2023年3月1日 至 2024年2月29日 )
建物	7,489千円	3,255千円
計	7,489千円	3,255千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	255,000	50,614,700	-	50,869,700
A種優先株式(注)3.	46,000	-	46,000	-
B種優先株式(注)3.	30,000	-	30,000	-
C種優先株式(注)3.	79,000	-	79,000	-
D種優先株式(注)3.	60,865	-	60,865	-
E種優先株式(注)3.	10,601	-	10,601	-
合計	481,466	50,614,700	226,466	50,869,700
自己株式				
普通株式(注)1.4.	13,580	1,344,420	-	1,358,000
合計	13,580	1,344,420	-	1,358,000

(注)1. 当社は2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

- 普通株式の株式数の増加50,614,700株は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式のすべてにつき、定款による取得条項に基づき2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付による増加226,466株、株式分割による増加47,665,134株、新規上場に伴う公募増資による新株の発行による増加2,723,100株であります。
- A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の株式数の減少226,466株は定款による取得条項に基づき2022年7月6日付で自己株式として取得し、同日付で消却したことによる減少であります。
- 普通株式の自己株式の株式数の増加1,344,420株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	382
	合計	-	-	-	-	-	382

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	50,869,700	2,423,200	-	53,292,900
合計	50,869,700	2,423,200	-	53,292,900
自己株式				
普通株式	1,358,000	-	-	1,358,000
合計	1,358,000	-	-	1,358,000

（注）普通株式数の増加2,423,200株は、新株予約権の行使によるものであります。

2．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	382
	合計	-	-	-	-	-	382

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

## 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
現金及び預金勘定	2,296,608千円	1,430,928千円
現金及び現金同等物	2,296,608	1,430,928

## (リース取引関係)

## (借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

品質管理機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は主に運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。差入保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	232,972	232,943	28
資産計	232,972	232,943	28
1年内返済予定の長期借入金	30,000	29,900	99
負債計	30,000	29,900	99

(\*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年2月29日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	390,567	389,727	840
資産計	390,567	389,727	840
リース債務(*1)	8,255	8,201	54
負債計	8,255	8,201	54

(\*1) リース債務は、リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(\*2) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,296,608	-	-	-
売掛金	561,749	-	-	-
差入保証金	21,756	211,215	-	-
合計	2,880,114	211,215	-	-

当事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,430,928	-	-	-
売掛金	781,849	-	-	-
差入保証金	113,189	277,378	-	-
合計	2,325,966	277,378	-	-

## (注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期 借入金	30,000	-	-	-	-	-
合計	530,000	-	-	-	-	-

当事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
リース債務	1,349	1,384	1,420	1,457	1,495	1,146
合計	501,349	1,384	1,420	1,457	1,495	1,146



3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年2月28日）  
 該当事項はありません。

当事業年度（2024年2月29日）  
 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	232,943	-	232,943
資産計	-	232,943	-	232,943
1年内返済予定の長期借入金	-	29,900	-	29,900
負債計	-	29,900	-	29,900

当事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	389,727	-	389,727
資産計	-	389,727	-	389,727
リース債務	-	8,201	-	8,201
負債計	-	8,201	-	8,201

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率をもとに割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

1年内返済予定の長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

時価は、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名	当社従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式700,000株	普通株式400,000株
付与日	2018年11月30日	2019年11月5日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年11月30日 至 2028年11月30日	自 2021年11月5日 至 2029年11月5日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社顧問1名	当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式100,000株	普通株式1,750,000株
付与日	2019年11月6日	2020年4月9日
権利確定条件	(注)2	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年11月6日 至 2029年11月6日	自 2022年4月9日 至 2030年3月27日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名	当社監査役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式582,600株	普通株式141,300株
付与日	2021年2月27日	2021年2月27日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日	自 2021年3月1日 至 2031年2月26日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名	当社従業員29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式423,900株	普通株式1,059,000株
付与日	2021年5月31日	2022年1月18日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年5月31日 至 2031年5月28日	自 2024年1月18日 至 2032年1月17日

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)3	普通株式47,100株
付与日	2022年1月18日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年1月19日 至 2032年1月17日

(注)1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2. 第3回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

3. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	700,000	300,000	100,000	1,500,000	582,600
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	700,000	300,000	100,000	1,500,000	582,600
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前事業年度末	-	-	-	-	-
権利確定	700,000	300,000	100,000	1,500,000	582,600
権利行使	500,000	200,000	100,000	1,025,000	362,700
失効	-	100,000	-	-	-
未行使残	200,000	100,000	-	475,000	219,900

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	141,300	423,900	1,059,000	47,100
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	141,300	423,900	1,059,000	47,100
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	141,300	423,900	1,059,000	47,100
権利行使	-	235,500	-	-
失効	-	-	94,100	-
未行使残	141,300	188,400	964,900	47,100

(注) 2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	22	22	22	24	28
行使時平均株価 (円)	431	472	803	471	456
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	28	31	384	384
行使時平均株価 (円)	-	415	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単価当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、類似会社比較法及び取引事例法の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	607,407千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	1,076,396千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	677,799千円	944,043千円
減価償却超過額	410 "	306 "
一括償却資産償却超過額	2,833 "	2,607 "
未払金否認額	2,925 "	5,459 "
資産除去債務	7,294 "	7,315 "
未払事業税	5,007 "	3,500 "
ポイント引当金	3,661 "	4,139 "
研究開発費否認	- "	10,808 "
その他	10,573 "	5,129 "
繰延税金資産小計	710,506千円	983,309千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	677,799 "	918,626 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	27,481 "	16,792 "
評価性引当額小計(注)1	705,281 "	935,419 "
繰延税金資産合計	5,225千円	47,890千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,225千円	4,005千円
その他	- "	358 "
繰延税金負債合計	5,225千円	4,364千円
繰延税金資産の純額	- 千円	43,525千円

(注)1. 評価性引当額が230,138千円増加しております。主な増加の内容は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が240,827千円増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ( )	-	-	2,178	13,406	49,368	612,846	677,799
評価性引当額	-	-	2,178	13,406	49,368	612,846	677,799
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	2,178	13,406	49,368	-	879,090	944,043
評価性引当額	-	-	-	39,535	-	879,090	918,626
繰延税金資産	-	2,178	13,406	9,832	-	-	(2) 25,417

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 繰越欠損金のうち、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておらず、繰延税金資産として計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

倉庫の不動産賃貸借契約及び賃貸用不動産の定期借地契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は 0.006% ~ 0.12% を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
期首残高	- 千円	23,822千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,821 "	6,446 "
時の経過による調整額	1 "	4 "
見積りの変更による減少額	- "	3,383 "
資産除去債務の履行による減少額	- "	3,000 "
期末残高	23,822千円	23,890千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、座間配送センターの賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による減少額3,383千円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

なお、この変更は当事業年度末に行ったため当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他	合計
	完全栄養食事業		
自社EC	6,306,479	-	6,306,479
他社EC	1,283,917	-	1,283,917
卸販売	2,256,423	-	2,256,423
海外事業	10,231	-	10,231
その他	599	-	599
顧客との契約から生じる収益	9,857,651	-	9,857,651
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	9,857,651	-	9,857,651

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他	合計
	完全栄養食事業		
自社EC	9,081,202	-	9,081,202
他社EC	1,067,979	-	1,067,979
卸販売	4,590,004	-	4,590,004
海外事業	134,868	-	134,868
その他	-	33	33
顧客との契約から生じる収益	14,874,054	33	14,874,087
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	14,874,054	33	14,874,087

(注) 1. 当社の報告セグメントは従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、当事業年度より報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。詳細は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 前事業年度において従来「その他」に含めておりました「海外事業」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。



3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約により生じた債権(期首残高)	342,100 千円	561,749 千円
顧客との契約により生じた債権(期末残高)	561,749	781,849
契約負債(期首残高)	-	192,856
契約負債(期末残高)	192,856	284,474

契約負債は主に、自社ECの会員からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格等

前事業年度末において未充足の履行義務は192,856千円であります。期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度末において未充足の履行義務は284,474千円であります。期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主として完全栄養食事業を展開しており、事業の形態を基に「完全栄養食事業」を単一の報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社の報告セグメントは従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、当事業年度より、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他(注1)	合計	調整額(注3)	損益計算書計上額(注2)
	完全栄養食事業				
売上高					
外部顧客への売上高	14,874,054	33	14,874,087	-	14,874,087
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	14,874,054	33	14,874,087	-	14,874,087
セグメント損失( )	812,421	5	812,427	90,461	902,889

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント損失( )は、財務諸表の営業損失と一致しております。

3. 調整額は、各セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費になります。

4. セグメント資産の金額は、事業セグメントに配分を行っていないため、開示しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客先への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事株式会社	1,345,712 千円	完全栄養食事業

当事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客先への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事株式会社	1,859,297 千円	完全栄養食事業
株式会社ナシオ	1,677,276 千円	完全栄養食事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
1株当たり純資産額	33.09円	16.21円
1株当たり当期純損失( )	25.44円	16.83円

- (注) 1. 当社は、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
当期純損失( )(千円)	1,008,413	856,016
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	1,008,413	856,016
普通株式の期中平均株式数(株)	39,645,057	50,871,608
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類(新株予約権の数37,550個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類(新株予約権の数20,369個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	1,638,822	842,462
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	382	382
(うち新株予約権)(千円)	(382)	(382)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,638,439	842,079
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	49,511,700	51,934,900

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、株式会社りそな銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との当座貸越契約に基づき、以下のとおり、資金の借入を実行いたしました。

資金の借入の概要

借入先	株式会社りそな銀行	株式会社三菱UFJ銀行
借入額	400百万円	1,000百万円
借入金利	基準金利 + スプレッド	基準金利 + スプレッド
借入実行日	2024年3月29日	2024年4月30日
返済期日	2024年5月31日(予定)	2024年8月31日(予定)
返済方法	期日一括	期日一括
担保の状況	無担保・無保証	無担保・無保証
資金使途	運転資金	運転資金

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	69,232	41,392	6,382	104,243	28,849	20,318	75,393
機械及び装置	10,254	20,690	4,614	26,330	3,077	2,683	23,252
工具、器具及び備品	17,558	8,769	-	26,328	10,952	6,322	15,375
リース資産	-	8,587	-	8,587	357	357	8,229
有形固定資産計	97,045	79,440	10,996	165,489	43,237	29,683	122,252
無形固定資産							
商標権	200	3,004	-	3,205	132	108	3,073
特許権	1,166	450	-	1,616	275	202	1,341
無形固定資産計	1,366	3,455	-	4,822	407	310	4,414
長期前払費用	4,727	46,097	-	50,824	6,191	4,550	44,632

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	自社倉庫移転に伴う設備等の取得	24,196千円
	開発オフィス設備等の取得	15,141千円
機械及び装置	自社倉庫機械の取得	18,000千円
工具、器具及び備品	品質管理機器の取得	7,827千円
リース資産	品質管理機器の取得	8,587千円
商標権	社名ロゴ商標の取得	3,004千円
長期前払費用	開発システム導入費用	20,630千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	500,000	0.83	-
1年内返済予定の長期借入金	30,000	-	0.40	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,349	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	6,905	-	2025年～2029年
合計	530,000	508,255	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,384	1,420	1,457	1,495

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	11,957	13,519	11,957	-	13,519

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。



(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	1,430,928
合計	1,430,928

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	135,749
Stripe, Inc.	135,493
三菱食品株式会社	128,139
Amazon, Inc.	124,175
株式会社ナシオ	114,635
その他	143,654
合計	781,849

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
561,749	16,113,255	15,893,156	781,849	95.3	15.3

ハ．商品

品目	金額(千円)
商品	
BASE FOODシリーズ	175,050
合計	175,050

ニ．原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料	
BASE FOODシリーズ	4,769
小計	4,769
貯蔵品	
包装資材	15,332
小計	15,332
合計	20,102

ホ．未収入金

区分	金額（千円）
伊藤製パン株式会社	75,560
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	26,683
株式会社オイシス	18,090
Stripe, Inc.	12,218
Amazon, Inc.	7,490
その他	35,817
合計	175,859

固定資産

イ．差入保証金

品目	金額（千円）
敷金	136,026
供託金	141,351
保証金	113,189
合計	390,567

流動負債  
 イ．買掛金

相手先	金額(千円)
伊藤製パン株式会社	286,565
フジパン株式会社	143,430
株式会社オイシス	74,210
株式会社リョーユーパン	17,854
関東バック株式会社	16,388
その他	18,408
合計	556,857

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
Google Japan G.K.	216,927
Side Kicks株式会社	106,913
株式会社ニッポン	90,903
LINEヤフー株式会社	72,748
株式会社電通	39,539
その他	302,380
合計	829,413

(注) ヤフー株式会社は2023年10月1日付でLINEヤフー株式会社に商号変更しております。

ハ．契約負債

相手先	金額(千円)
ポイント制度に係る契約負債	284,474
合計	284,474

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,739,082	8,110,720	11,565,749	14,874,087
税引前四半期(当期)純損失 ( )(千円)	381,004	126,684	518,965	894,279
四半期(当期)純損失( ) (千円)	382,685	130,006	523,928	856,016
1株当たり四半期(当期)純 損失( )(円)	7.72	2.59	10.36	16.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ( )(円)	7.72	4.96	7.69	6.42

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： <a href="https://basefood.co.jp/corporate">https://basefood.co.jp/corporate</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第7期）（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）2023年5月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年5月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自 2023年3月1日 至 2023年5月31日）2023年7月14日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）2023年10月13日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）2024年1月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2023年5月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年11月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

2023年11月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年5月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

ベースフード株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柄澤 涼  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベースフード株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベースフード株式会社の2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年2月29日現在、貸借対照表上、有形固定資産を122,252千円、無形固定資産を4,414千円、長期前払費用を44,632千円計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は主として事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っている。固定資産は、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判断する必要がある。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識される。</p> <p>「完全栄養食事業」セグメントについては、過年度より継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断したが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。</p> <p>会社は、取締役会で承認された事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積もっている。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる自社ECの新規顧客獲得数及び定期継続率、他社ECの購入顧客数、卸販売の展開店舗数である。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の固定資産の減損認識の判定に使用する割引前将来キャッシュ・フローの検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引前将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。</li> <li>・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> <li>・経営者との協議により会社の事業計画の作成方法を理解した。</li> <li>・自社ECに関しては、重要な仮定である新規顧客獲得数及び定期継続率の達成可能性について経営者に質問を行うとともに、過去の趨勢について分析を実施し、外部機関によって算定されている将来の市場規模に関する情報と比較した。</li> <li>・他社ECに関しては、重要な仮定である購入顧客数の達成可能性について経営者に質問を行うとともに、過去の趨勢について分析を実施し、外部機関によって算定されている将来の市場規模に関する情報と比較した。</li> <li>・卸販売に関しては、重要な仮定である展開店舗数の達成可能性について経営者に質問を行い、展開店舗数拡大施策の内容を把握し、監査報告書日時点までの施策の進捗状況と比較するとともに、外部資料を参照し、小売店舗の国内における店舗総数と比較した。</li> <li>・過年度における事業計画と実績を比較して乖離要因を把握し、経営者による見積りの偏向の有無及び見積りの精度を評価した。</li> <li>・事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の割引前将来キャッシュ・フローについて見積りを行い、固定資産の減損損失の認識の要否の判定に与える影響を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。